報

目

令

省

〇国土交通省・厚生労働省関係高齢者 規則の一部を改正する省令 の居住の安定確保に関する法律施行 (厚生労働・国土交通三)

法規的告示

〇出入国管理及び難民認定法第七条第 外国人支援計画の基準等を定める省 野に特有の事情に鑑みて定める基準 令の規定に基づき工業製品製造業分 特定技能雇用契約及び一号特定技能 項第二号の基準を定める省令及び 一部を改正する告示

(経済産業八〇)

(その他告示)

〇消防法施行規則第四条の四第五項に 規定する防炎表示登録表示者の公示 に関する件(消防庁三)

ᄪ

次 発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

のから地方農政局長に委任した件の 算に係る補助金等の交付に関するも

部を改正する件 (同八一〇)

〇予算科目に係る補助金等の交付に関 算に係る補助金等の交付に関するも する事務について平成十七年度の予 部を改正する件(同八一一) から地方農政局長に委任した件の

〇予算科目に係る補助金等の交付に関 〇予算科目に係る補助金等の交付に関 算に係る補助金等の交付に関するも する事務について平成十二年度の予 のから地方農政局長に委任した件の 算に係る補助金等の交付に関するも する事務について平成二十二年度予 部を改正する件(同八一二)

〇予算科目に係る補助金等の交付に関 件の一部を改正する件(同八一四) 算に係る補助金等の交付に関するも する事務について平成十七年度の予 件の一部を改正する件(同八一三) から沖縄総合事務局長に委任した

〇公証人法第七条ノ二第一項の規定に 〇保安林の指定をする件 ○予算科目に係る補助金等の交付に関 する事務について平成十二年度の予 よる指定の件(法務九三) (農林水産八〇二~八〇九) 〇陸上における爆撃訓練を実施する件 (防衛一二九) 部を改正する件

国会事項

人事異動

会社その他

所有者不明関係

内閣 最高裁判所

皇室事項

九

官庁報告

官庁事項

七 隠岐海峡地区にかかる特定漁港漁場整 備事業計画書の公表について (農林水産省)

産

業

から沖縄総合事務局長に委任した

日本産業規格

(厚生労働省・経済産業省

第五条の規定に基づく関係事業主を代 労働保険審査官及び労働保険審査会法 表する者の候補者の推薦について

(厚生労働省

 $\overline{}$

〇予算科目に係る補助金等の交付に関 から北海道開発局長に委任した件の する事務について平成十三年度予算 に係る補助金等の交付に関するもの (同 八 五

> 諸 事 項

公

告

官庁

裁判所 犯罪被害財産支給手続開始決定関係

失踪、 会社更生、 再生

破産、

特別清算、 公示催告、

相続、

긆

0

0

 \triangleright

省

令

○厚生労働省令第三号

労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定めに伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の施行に伴い、国土交通省・厚生刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行

令和七年五月二十六日

国土交通大臣厚生労働大臣

省令国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する 中野

土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 (平成二十三年)里土交

通省令第二号) の一部を次のように改正する

別記様式第 号中 「辦鑑」を「澎辦型」に改める。

(施行期日)

この省令は、

刑法等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年六月一日)

から施行する。

則

2 繕って使用することができる。 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、 (経過措置) これを取

法 規 的 告 示

〇経済産業省告示第八十号

官

七号及び第二条第一項第十三号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成三十一年法務省令第五号)第一条第一項第 準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定 の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号) に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する告示を次のように定 一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号並びに特定技能雇用契約及び

月曜日

みて定める基準(令和四年経済産業省告示第百二十七号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)

特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号

経済産業大臣

武藤

容治

令和七年五月二十六日

令和 **7** 年 **5** 月 **26** 日

公私の機関の基準 (特定技能雇用契約の相手方となる本邦の 改 正 後 公私の機関の基準 改 正

第三条 を定める省令第二条第一項第十三号の告示 及び一号特定技能外国人支援計画の基準等 製造業分野に係る特定技能雇用契約

(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の

第三条 製造業分野に係る特定技能雇用契約 を定める省令第二条第一項第十三号の告示 及び一号特定技能外国人支援計画の基準等

> 方となる本邦の公私の機関が次のいずれに も該当することとする。 で定める基準は、特定技能雇用契約の相手

- 生産性向上及び国内における人材確保 ための取組を行っていること。
- を遵守すること。 なり、同条第一号イに規定する行動規範 第四条の登録を受けた法人の構成員と
- 欄第一号に掲げる活動を行う事業所が日 法別表第一の二の表の特定技能の項の下 おいて協議が調った事項に関する措置を 議・連絡会(以下「協議会」という。)に は、製造業特定技能外国人材受入れ協 に掲げるものを行っている場合にあって 第一項第一号、第十一号又は第四十九号 本標準産業分類に掲げる産業のうち前条 特定技能雇用契約に基づいて外国人が
- 調査その他業務に対して必要な協力を行 の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地 経済産業省が行う一般的な指導、
- 訓練又は研修を実施すること。 特定技能外国人に対し、必要に応じて
- 六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外 きは、当該特定技能外国人からの求めに 応じ、当該特定技能外国人に対し、 国人を製造業分野の実務に従事させたと 契約に係る実務経験を証明する書面を交 当該

(特定技能外国人受入事業実施法人の登

第四条 製造業分野における特定技能外国人 のは、経済産業大臣の登録を受けることが あって、次の各号のいずれにも適合するも 取組を実施する営利を目的としない法人で の適正かつ円滑な受入れを実現するための

人受入事業」という。)を行うこと。 次に掲げる取組(以下「特定技能外国 人れの実現に向けて構成員が遵守すべ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受

き行動規範の策定及び適正な運用

方となる本邦の公私の機関が次のいずれにで定める基準は、特定技能雇用契約の相手 で定める基準は、特定技能雇用契約の相 も該当することとする。

- 二 特定技能雇用契約に基づいて外国人が 外国人材受入れ協議・連絡会(次号にお経済産業省の組織する製造業特定技能 法別表第一の二の表の特定技能の項の下 こと 本標準産業分類に掲げる産業のうち前条 欄第一号に掲げる活動を行う事業所が日 いて「協議会」という。)の構成員である
- 第一項第一号、第十一号又は第四十九号 関する措置を講ずること。 は、協議会において協議が調った事項に に掲げるものを行っている場合にあって 経済産業省又は協議会の行う一般的な 意見の
- 聴取、現地調査その他業務に対して必要 指導、報告の徴収、資料の要求、 訓練又は研修を実施すること。 な協力を行うこと。 特定技能外国人に対し、必要に応じて
- きは、当該特定技能外国人からの求めに 国人を製造業分野の実務に従事させたと 契約に係る実務経験を証明する書面を交 応じ、当該特定技能外国人に対し、当該 特定技能雇用契約に基づき特定技能外

(新設)

り、若しくは重要な事実の記載が欠けていちに重要な事項について虚偽の記載があ

るときは、その登録を拒否しなければなら

号において同じ。)のうちに次に掲げる事

るものと認められる者を含む。以下このらに準ずる者と同等以上の支配力を有す

者であるかを問わず、法人に対し業務を

談役、顧問その他いかなる名称を有する

執行する社員、

取締役、執行役又はこれ

執行役又はこれらに準ずる者をいい、

役員(業務を執行する社員、取締役、

項のいずれかに該当する者があるもの

ロ 法第二条の四第一項で規定する分野別運用方針で定める全ての試験区分における製造分野特定技能評価試験の実施。
ニ 第二条第一項各号又は第二項各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関の組織する団体を構る本邦の公私の機関の組織する団体を構成員とすること。

三 協議会の構成員となり、協議会に対し ・ 一登録の申請) ・ 「登録の申請) ・ 「登録申請者」という。)は、次に掲げる 下「登録申請者」という。)は、次に掲げる

一 名称、住所及びその代表者の氏名出しなければならない。

2 前項の申請書には、登録申請者が次条各び実施方法に関する事項

特定技能外国人受入事業の実施体制及

(登録の拒否) | 一(登録の拒否) | 一(登録の拒否)

(新設)

第六条 経済産業大臣は、登録申請者が次の

各号のいずれかに該当するとき、又は前条

項の申請書若しくはその添付書類のう

イ 第十条の規定による登録の取消しの 処分を受ける原因となった事項が発生 した当時現に当該取消処分を受けた法 人の役員であった者で、当該取消しの 目から起算して五年を経過しないもの 写四条の登録の申請の日前五年以内 又はその申請の日以後に、出入国又は 労働に関する法令に関し不正又は著し く不当な行為をした者

三 第十条の規定により登録を取り消さ三 第十条の規定により登録を取り消さ

(登録に関する通知)

第七条 経済産業大臣は、第五条第一項に規定する申請書の提出を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を遅滞なるしたときはその旨及びその理由を遅滞なく登録申請者に通知しなければならない。

第八条 第四条の登録を受けた者 (以下「登録法人」という。)は、第五条第一項各号に 掲げる事項に変更があったときは、その変 更の生じた年月日を記載して、その旨を遅 滞なく経済産業大臣に届け出なければなら ない。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定によ

(新設)

(新設)

(新設)

第九条 経済産業大臣は、登録法人の特定技能外国人受入事業の適正な実施を確保する ために必要があると認めるときは、当該法 人に対し、当該事業に関し報告を求め、又

から起算して六月を経過した日の前日までの間は、なおその効力を有する。 る基準 (以下この条において「新告示」という。)第四条の規定により経済産業大臣が登録をした日 国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定め 及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外 準については、同条の規定は、この告示の施行の日以後初めてこの告示による改正後の出入国管理 る基準第三条第一号に規定する協議会の構成員である場合における当該本邦の公私の機関に係る基

前項の場合には、新告示第三条の規定は、 適用しない。

記の者を登録したので、同条第七項の規定に基づ 第四条の四第五項に規定する登録表示者として左 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)

サンビック株式会社 株式会社みしまくろす 有限会社広栄 株式会社アーキテクノ 株式会社森久 株式会社ファムファー 峰松 卓吾 株式会社ジェイアイテック 株式会社ハルトコーポレーシ 株式会社L e a d 保坂内装株式会社 株式会社マツダ装飾 株式会社タマサービス 有限会社栗原畳工業 前川 佳史 西本商事株式会社 川辺 勝也 飛鳥企画株式会社 株式会社ユーゴー 健次 消防庁長官 池田 恒子 達雄 Θ (3) <u>(1)</u> (E) 43 <u>|</u> -(1)-48011-(14) -48009 Θ (3) ٥ ٨ 8 ٨ 8 (4) 8 8 ₿ -48021-48005-48020-48016-48028-48018

川浦

規本

株式会社SEIKEN

E - (3 - 47980)E - 23 - 48004-(1)-47991-(3)-47986-10-48012-(1) -47992-(1)-47989-23-47995-30 - 47998-48001-48003上笛 伊藤 小泉 熔本 株式会社細田総業 株式会社グローバル J & K 加藤 株式会社匠建 株式会社ライズテック 株式会社安江建装 炭海 修久 祐司 保夫 芳洋 靖明

-48013-47993-47997-48008-48000-48007-47999油田 嶋津 和司 江藤 立倉 株式会社彩葉 花村 株式会社ハタヤマ内装表具 株式会社富士装飾工業 - 四 正 音次

-(3)-48015-1-48024<u>30</u> -48019-48010-48022-48027-48014-48032-48030-48025坂口 # ** 大区 合同会社インテリアHARU 田淵 株式会社マルシゲ商店 有限会社ツツミ 株式会社ワトソン 岡村 拓郎 株式会社品川建設 達也 誠治 Ľΰ

有限会社小林畳内装店 株式会社カジハラ 有限会社武内縫製 小笠原英哲 株式会社大七住建 官

8

5

-19 -4804326 - 48033-48035-48047-48038-48048-48026-48045-48034-48029-48023株式会社住まいるシード 株式会社快宅Reform ナカイ装飾株式会社 株式会社ベストプランニング 株式会社ライフデコレーショ 株式会社内装技研 株式会社侑大 株式会社アーバンヒルズ建設 株式会社BUILD 牧迪 田選 有限会社服部表具店 アーリーユーズ株式会社 KENKEN株式会社 福井センイ有限会社 原装飾株式会社 伊藤 抄介 合同会社平川内装 小野 隆田 前多 政雪 株式会社Aqua Interior 幸男 F-(13-1729 FE-13-1731 FE-22-1726 F - 23 - 1733F-(3)-1730 T HH F-(3)-1732 令和七年五月二十六日 -(3)-1728-40-48079 -(13-1727 -40-48087 ٩ 東京法務局所属 -48083-48091

-(1)-4803-(1)-4805048006-48017-48064-48049-48051-48052-48046-48066-48053-48039-48037-48054-48041-48055株式会社NEO ON 株式会社美匠 CREATI

-(1)-48040-39 - 48061株式会社シモムラ 岡村 由行

-48059-48060-48044株式会社中野工業 株式会社佐々木内装 株式会社フォートライフ

-48068-48057髙橋 秀之 正美

48065-48036-48070有限会社西川内装店 株式会社日昇 東イン株式会社

-40—4808C 有限会社新井塗装店 ボンド商事株式会社 豊通ファシリティーズ株式会社 株式会社Ones holding compa-株式会社アクタス 株式会社フォーユアアンビエントすけの 株式会社笹原内装 株式会社トレーズ 株式会社Free Life 株式会社アールズクラフト

合同会社Tubeless Works

〇法務省告示第九十三号

電磁的記録に関する事務を行わせる。 条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に 公証人法 (明治四十一年法律第五十三号)

この告示は、告示の日から効力を生ずる。 法務大臣 鈴木 馨祐

見米 Œ.

雅博

〇農林水産省告示第八百二号

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

保安林の所在場所 福岡県飯塚市内住字橋詰 農林水産大臣 小泉進次郎 令和七年五月二十六日

一五九五 指定の目的 指定施業要件 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

2 主伐として伐採をすることができる立木 ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の 主伐に係る伐採種は、定めない。 当該立木の所在する市町村に係る市町

岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福 立木の伐採の限度の次のとおりとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〇農林水産省告示第八百三号

令和七年五月二十六日

田一七四の八

1 次の森林については、 主伐は、 択伐によ

2 に限る。) その他の森林については、主伐に係る伐

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

及び樹種、次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

の図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 そ

〇農林水産省告示第八百四号

二十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

保安林の所在場所 福岡県朝倉市須川字合ノ

指定施業要件 指定の目的

1 次の森林については、 主伐は、 択伐によ

字合ノ坂一〇一(次の図に示す部分に限

2 その他の森林については、 採種を定めない。 主伐に係る伐 一十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

保安林の所在場所 福岡県朝倉市須川字三反 農林水産大臣 小泉進次郎

指定の目的 水源の涵

三 指定施業要件 立木の伐採の方法

字三反田一七四の八(次の図に示す部分

採種を定めない。

3 ものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。)

の指定をする。 令和七年五月二十六日 農林水産大臣 小泉進次郎

水源の涵養

立木の伐採の方法

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市 主伐として伐採をすることができる立木

備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に □ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〇農林水産省告示第八百五号

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

令和七年五月二十六日

一の一、二七二二の三 六の五、二六七六の八、二七二 下道目木二六七五の一、二六七六の三、二六七 保安林の所在場所 福岡県朝倉市杷木志波字 農林水産大臣 小泉進次郎

指定施業要件 指定の目的 土砂の流出の防 立木の伐採の方法

六の八・二七二一の一・二七二二の三(以 三・二六七六の五・二六七六の六・二六七 次の森林については、主伐は、 字下道目木二六七五の一・二六七六の 択伐によ

3 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 採種を定めない。 上七筆について次の図に示す部分に限る。) その他の森林については、主伐に係る伐 主伐として伐採をすることができる立木

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種次のとおりとする。 ものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〇農林水産省告示第八百六号 備え置いて縦覧に供する。)

の図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、 令和七年五月二十六日 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 次のように保安林 第

農林水産大臣 小泉進次郎 1

次の森林については、

主伐は、

択伐によ

立木の伐採の方法

花立三一七九の二、三一八三の三、三一八五の 一、三一八八の一、三一九三、三一九四 指定の目的 土砂の流出の防備 保安林の所在場所 福岡県朝倉市杷木志波字

指定施業要件

1 立木の伐採の方法 次の森林については、

主伐は、

択伐によ

分に限る。) 八五の一・三一八八の一・三一九三・三字花立三一七九の二・三一八三の三・三 九四(以上六筆について次の図に示す部

3 2 その他の森林については、主伐に係る伐 採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木

の図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に 備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〇農林水産省告示第八百七号

官

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 令和七年五月二十六日 次のように保安林

四八七八の一、四八八〇の三 山字向野四八七九(次の図に示す部分に限る。)、 保安林の所在場所 福岡県八女市上陽町下横 農林水産大臣 小泉進次郎

指定の目的 指定施業要件 土砂の流出の防備

筆について次の図に示す部分に限る。) その他の森林については、主伐に係る伐 字向野四八七八の一・四八七九(以上二

3 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木

ものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 \equiv

及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ

の指定をする。 Definition s。 二十五条第一項の規定により、次のように保安林二十五条第一項の規定により、次のように保安林一系本治(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

字峯尾一四〇〇の二、一四〇九の一から一四〇 二、一七七三の一、一七七三の二、黒木町笠原 九の一から一五六九の四まで、一五七〇、一 九の三まで、一四一三から一四一五まで、一四 七二から一五七四まで 金堀谷一七一五、一七一六、字本迫一七七一の 九の一から一五六九の四まで、一五七〇、一五一、一五六七の二、一五六八、字芹ノ迫一五六 保安林の所在場所 福岡県八女市黒木町今字 八から一四二一まで、一五六六、一五六七の 農林水産大臣 小泉進次郎

指定の目的 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐に係る伐採種は、定めない。

 (\Box) 及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

る。 岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福

〇農林水産省告示第八百九号

二十五条第一項の規定により、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

令和七年五月二十六日

字焼石一七二四の一、大字上内字山口川原四〇 保安林の所在場所 福岡県大牟田市大字岩本 農林水産大臣 小泉進次郎

字焼石一七二四の一・字山口川原四〇二

〇農林水産省告示第八百八号

令和七年五月二十六日

指定施業要件

2 主伐として伐採をすることができる立木

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

の指定をする。

指定の目的 土砂の流出の防備

| 三 指定施業要件 立木の伐採の方法

1 次の森林については、 主伐は、 択伐によ

主伐に係る伐

(以上二筆について次の図に示す部分に限

その他の森林については、

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市 主伐として伐採をすることができる立木

二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 次のとおりとする そ

の図面及び関係書類を福岡県庁及び大牟田市役所 に備え置いて縦覧に供する。)

〇農林水産省告示第八百十号 採種を定めない。

長に委任した件)の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示し、公布の日の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局 項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二十六条第一 十六条第一項の規定に基づき、平成十二年農林水産省告示第八百九十九号(予算科目に係る補助金等 から施行する。 小泉進次郎

次の表により、 令和七年五月二十六日 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。 農林水産大臣

(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を	′ 助	改
(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を	金等の予算科目	正
	事務の内容	後
(略) ・ 機要定供給活動支援対 ・ 機要拡大支援に係るもの ・ でのうち地方農政局長の管 ・ でいるので限る。) ・ でいるので限る。) ・ でいるので限る。)	補助金等の予算科目	改正
in the second se	事務の内容	前

〇農林水産省告示第八百十一号

等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農・十六条第一項の規定に基づき、平成十七年農林水産省告示第千二百三十四号(予算科目に係る補助なりでが補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二十六条第 局長に委任した件)の一部を次のように改正したので、 令和七年五月二十六日 同条第六項の規定に基づき、 小泉進次郎 政金

官

7

応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、 に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対

新しい地方経済・生活環 新しい地方経済・生活環 のに限る。)	補助金等の予算科目	改正
略	事務の内容	後
整備推進交付金に限る。)整備推進交付金に限る。)	補助金等の予算科目	改正
(略)	事務の内	前
	容	

附 則

(施行期日)

この告示は、 (経過措置) 公布の日から施行する。

項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第 2 等の交付に関する事務について平成二十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政 十六条第一項の規定に基づき、平成二十二年農林水産省告示第七百三十三号(予算科目に係る補助金 〇農林水産省告示第八百十二号 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号) する事務については、 に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、 この告示による改正後の平成十七年農林水産省告示第千二百三十四号の規定は、 なお従前の例による。 令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関告示第千二百三十四号の規定は、令和七年度予算 第二十六条第

農林水産大臣 小泉進次郎

同条第六項の規定に基づき、

公示し、

公布の

次の表により、 令和七年五月二十六日 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える

の一部を次のように改正したので、

日から施行する。 局長に委任した件)

中国
・金に係るものに限 後 改 正 後 ・金に係るものに限 後 一次 一次 本の内容 本の内
事務の内容 補助金等の予算科目 事務の 補助金等の予算科目 事務の (新設)
改 正 前
改 正 前
改 正 前
(略) (略) 事務の内容

〇農林水産省告示第八百十三号

改正後欄

十六条第一項の規定に基づき、平成十二年農林水産省告示第九百号(予算科目に係る補助金等の交付項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二十六条第一 ら施行する。 に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長 に委任した件)の一部を次のように改正したので、 同条第六項の規定に基づき、 公示し、 公布の日か

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。 令和七年五月二十六日 農林水産大臣 小泉進次郎

	(略)	改正
	(略) 事務の内容	後
ŀ		
	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (内) (報) (内) (内) (和) (内) (和) (和) (和) (和) (和) (和) (和) (和) (和) (和	改正
	(略) 事務の内容	前

〇農林水産省告示第八百十四号

事務局長に委任した件)の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示する。等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合十六条第一項の規定に基づき、平成十七年農林水産省告示第千二百三十五号(予算科目に係る補助金 項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二十六条第一 事務局長に委任した件)の一部を次のように改正したので、 令和七年五月二十六日 農林水産大臣 小泉進次郎

に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下 **垮線部分がないものは、これを加** 傍線部分のように改め、改正後欄 「傍線部分」という。)でこれに対

の 整 (境 新 に備地創し	補	
限る。) 保進変付 と 基盤敷料 (1) 地方経	助金等の予	改
金に係るも常・生活環	了 算 科 目	正
(略)	事務の内容	後
整。地		
整備推進交付金整備推進交付金	補助金等の予	改
金に限る。)	7 算科目	正
(i) 略	事務の	前

官

(施行期日)

この告示は、

公布の日から施行する。

に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、 2係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関この告示による改正後の平成十七年農林水産省告示第千二百三十五号の規定は、令和七年度予算

2

〇農林水産省告示第八百十五号

する事務については、なお従前の例による。

の交付に関する事務について平成十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局 項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第 十六条第一項の規定に基づき、平成十三年農林水産省告示第五百三十八号(予算科目に係る補助金等 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号) 第二十六条第

長に委任した件)の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示する。 令和七年五月二十六日 農林水産大臣 小泉進次郎

に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対 は、え、 これを削る。 改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないもの

(略) (略) (略) (略) (地方創生活力を済・生活環境創生基盤整備交付金及び新しい地方程済・生活環境創生基盤整備交付金のうち治山事整備交付金のうち治山事整備を付金のを除く。) (略) (略)	補助金等の予算科目	改正
略	事務の内容	後
Table 1		
(略) (略) (地方創生整備推進交付金地方創生整備推進交付金及び指導整備推進交付金を除く。) 監督交付金を除く。) (新設) (新設)	補助金等の予算科目	改正
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	事務の内容	前

施行期日

附 則

この告示は、 公布の日から施行する。

2 係る補助金等の交付に関する事務から適用し、 この告示による改正後の平成十三年農林水産省告示第五百三十八号の規定は、令和七年度予算に 経過措置) 令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関す

る事務については、

なお従前の例による。

衆 議

院

玉

会

事 項

議決通知

本佐知子を任命することに同意した旨内閣に通知 命することに同意した旨内閣に通知した。 悟を任命することに同意した旨内閣に通知した。 ることに同意した旨内閣に通知した。 又同日本院は公認会計士・監査審査会委員に宮 又同日本院は個人情報保護委員会委員長に手塚 又同日本院は原子力委員会委員に吉橋幸子を任 五月二十二日本院は人事官に川本裕子を任命す

○防衛省告示第百二十九号

又同日本院は預金保険機構理事に田口紀子及び

陸上における爆撃訓練を次のとおり実施する。 令和七年五月二十六日

防衛大臣 中谷

時 域 令和七年六月二日から同月八日までの 〇八〇〇から一七〇〇まで

区

日

海面高からの高度四、二六八メートル以 次のアから切までの六地点を順次結んだ 下までの部分 より囲まれる地上並びにその上空で平均 線及び穴の地点と切の地点を結んだ線に

東経一三八度四五分四四秒 北緯三五度二七分〇四秒

東経一三八度五三分〇〇秒 北緯三五度二七分一〇秒

(1)

北緯三五度一六分五八秒 東経一三八度五三分一〇秒

(ウ)

(才) (エ) 北緯三五度一六分五八秒 東経一三八度五五分一九秒

北緯三五度一三分〇四秒 東経一三八度五五分二七秒

北緯三五度一三分一四秒 東経一三八度四六分〇八秒

(カ)

実施機 その他

爆撃訓練は、 ないことを確認しながら実施する。 区域に接近又は進入する航空機が存在し 有視界気象状態下で、 前記

元 志及び大瀧敦子を任命することに同意した旨内閣 島村英を任命することに同意した旨内閣に通知し び齋藤育子を任命することに同意した旨内閣に通 た。 正朗を任命することに同意した旨内閣に通知し 原一夫、大草透、岡田美弥子、藤本雅彦及び田渕 に通知した。 行を任命することに同意した旨内閣に通知し 又同日本院は労働保険審査会委員に菅野淑子及 又同日本院は日本銀行政策委員会審議委員に増 又同日本院は日本放送協会経営委員会委員に榊 又同日本院は公害等調整委員会委員に中村也寸

た旨内閣に通知した。 に飯塚敏晃及び本田文子を任命することに同意し 又同日本院は中央社会保険医療協議会公益委員

通知した。 を任命することに同意した旨内閣に通知した。 及び神田玲子を任命することに同意した旨内閣に 又同日本院は原子力規制委員会委員に杉山智之 又同日本院は社会保険審査会委員に浦野真美子

議案送付

のとおりである 五月二十二日参議院に送付した内閣提出案は次

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律

航空法等の の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律 一部を改正する法律

質問書提出

のとおりである 五月二十二日議員から提出した質問主意書は次

の機会損失と海賊版対策に関する再質問主意書 日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得 (八幡愛提出

動物実験制度の透明性と国際的整合性に関する 質問主意書(杉村慎治提出)

報

報アクセス保障、ICT活用の整備に関する質 米の価格高騰対策に関する質問主意書 問主意書(八幡愛提出) 音訳事業の制度的整備および視覚障害者等の情 (竹上裕

政府特別補佐人承認

出の次の者を、第二百十七回国会政府特別補佐人

た。

五月二十二日額賀議長は、石破内閣総理大臣申

とすることを承認した。

公正取引委員会委員長

茶谷

栄治

議 院

議事日程

五月二十三日の議事日程は次のとおり。 議事日程 令和七年五月二十三日 第二十二号 (金曜日

午前十時開議

第二 ずれの国の管轄にも属さない区域における海 に関する協定の締結について承認を求めるの 洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用 職業上の安全及び健康並びに作業環境に (衆議院送付 海洋法に関する国際連合条約に基づくい

関する条約(第百五十五号)の締結について 結について承認を求めるの件(衆議院送付) 証明並びに当直の基準に関する国際条約の締 承認を求めるの件(衆議院送付) 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格 森林経営管理法及び森林法の一部を改正

する法律案(内閣提出、衆議院送付) (内閣提出、衆議院送付) 民事裁判情報の活用の促進に関する法律

る法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、 滑化等を図るための建物の区分所有等に関す 衆議院送付 老朽化マンション等の管理及び再生の円

議案受領

五月二十二日衆議院から次の内閣提出案を受領

案 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律 (閣法第四三号)

9

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 (閣法第四四号

航空法等の一部を改正する法律案 (閣法第五五

議案受領(予備審査)

五月二十二日衆議院から次の議案が送付され

健外一名提出)(衆第三一号) 自動車盗難対策等の推進に関する法律案 田中

する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関 (円より子提出) (衆第三二号)

報告書提出

五月二十二日委員長から次の報告書を提出.

定の締結について承認を求めるの件 国の管轄にも属さない区域における海洋の生物 海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの 法第四二号) 審查報告書 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案 の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協 (閣条第一 (閣

て承認を求めるの件(閣条第一三号)審査報告 びに当直の基準に関する国際条約の締結につい 条約(第百五十五号)の締結について承認を求 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並 めるの件(閣条第一二号)審査報告書

の一部を改正する法律案(閣法第三四号) を図るための建物の区分所有等に関する法律等 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等 審査

政府特別補佐人承認

特別補佐人として承認した。 ら申出のあった次の者を、第二 五月二十二日関口議長は、石破内閣総理大臣か 一百十七回国会政府

茶谷 栄治

公正取引委員会委員長

内

国務大臣に任命する

願に依り本官を免ずる

農林水産大臣を命ずる ○農林水産大臣臨時代理解職

内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の同 浅尾慶一郎

特命全権大使に任命する(以上五月) 十一月

最高裁判所

熊本家庭裁判所長を命ずる 熊本家庭裁判所判事に補する

熊本簡易裁判所判事に補する 小倉簡易裁判所判事に補する

小倉簡易裁判所における司法行政事務を掌理する

福岡地方裁判所小倉支部長を命ずる 福岡地方裁判所小倉支部勤務を命ずる 福岡家庭裁判所小倉支部勤務を命ずる 兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する 福岡家庭裁判所小倉支部長を命ずる

十旦 部の事務を総括する者に指名する 兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する 福岡地方裁判所判事に補する 易裁判所判事 (以上五月

皇 室 事 項

行われた。 五月二十一日午後五時三十五分、宮中において、 公正取引委員会委員長茶谷

事 異 動

閣

小泉進次郎

江藤

拓

小泉進次郎

職務を行う国務大臣としての指定を解く

佐野 浩明

判事兼簡易裁判所判事 小野寺優子

松葉佐隆之

福岡地方裁判所判事に補する 者に指名する

号)審査報告書

福岡高等裁判所判事・福岡簡

三井 教匡

認証官任命式

国務大臣小泉進次郎、 栄治及び特命全権大使佐野浩明の認証官任命式が

官 庁 報 告

官 庁事 項

隠岐海峡地区にかかる特定漁港漁場整備事業計画 書の公表について

のとおり、隠岐海峡地区に係る特定漁港漁場整備 法律第137号)第19条第1項の規定に基づき、次 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年

令和7年5月26日

産課に備え置いて縦覧に供するとともに、ホー gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/sub82.html) $\triangle \sim - \mathcal{V}$ (https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_ 県農林水産部水産振興局水産振興課、島根県農**林** 整備部事業課、水産庁境港漁業調整事務所、鳥取 特定漁港漁場整備事業計画書を、水産庁漁港漁場 り公表する。) センター及び島根県隠岐支庁農林水産局水産部水 水産部沿岸漁業振興課、島根県西部農林水産振興 (「次のとおり」は省略し、隠岐海峡地区に係る 農林水産大臣 小泉進次郎

産 業

日本産業規格

第19条の規定に基づき公示する。 したので、産業標準化法 (昭和24年法律第185号) 令和7年5月25日に下記の日本産業規格を制定

令和7年5月26

経済産業大臣 厚生労働大臣 武藤 福岡 資曆

制定された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議

A8341 - 3

土工機械―機能安全―第3部:制御システムの安全関連部に使制御システムの安全関連部に使用される電気・電子コンポーネントの環境性能及び試験要求事

(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホー 済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部に 局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノ 閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準 ページ (https://www.jisc.go.jp) において おいても閲覧に供する ベーション・環境局基準認証政策課、

ĪШÎ

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規 定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推 薦について

今般、静岡労働局の関係事業主を代表する者 佐々木潤の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官 及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号) 第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法 施行令(昭和31年政令第248号)第2条第2項の 規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を 指名したいので、資格のある事業主の団体は、下 記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦 されたい。

令和7年5月26日

厚生労働大臣 福岡 資麿 記

1 推薦資格

雇用保険の被保険者を雇用する事業主が加入 している事業主の団体であって、静岡労働局の 管轄区域内に組織を有するものであること。

2 推薦手続

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本 及び副本に履歴書2部を添付して提出するこ と。 3 推薦締切日

令和7年6月6日

4 推薦書及び添付書類の提出場所 静岡労働局職業安定部職業安定課

別紙様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の 規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者と して、下記の者を推薦します。

氏	名	年齢	所属団体名及び当該 所属団体における地 位	略歴	備	考

- 街1 所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位(2以上ある場合は、その全部を列挙する。)を記入すること。
 - 2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は 所属していた団体における略歴を記入する こと。

《 和

型 电 點

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和7年5月26日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和7年第4号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和7年5月26日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
- (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間 平成29年11月中旬頃から令和4年1月27日までの間
- (2) 支給対象犯罪行為の内容

指定暴力団住吉会向後睦会神田組の幹部である被告人が、東京都内の神田地区等において、いわゆる縄張であること誇示し、みかじめ料名目で飲食店等から金銭を脅し取った行為。

- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
- (1) 東京都内の神田地区、御茶ノ水地区、水道橋地区、飯田橋地区及び東京駅皇居側一帯で行われている
- (2) 上記(1)の地域が縄張であるかのように誇示している
- 5 開始決定の時における給付資金の額 金40万5000円
- 6 支給申請期間 今和7年5月26日から令和7年6月30日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
- (1) 裁判所名 東京地方裁判所
- (2) 裁判年月日 令和6年1月22日(同年2月6日確定)
- (3) 被告人氏名 杉潤二こと佐々木淳二こと 髙橋 淳二
- (4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名 (事実の要旨)

被告人は、当時指定暴力団住吉会向後睦会神田組の幹部であったが、みかじめ料名目で金銭を 脅し取ろうと考え、

- ① 同組の組長であった佐々木操と共謀の上、平成30年10月初旬頃、東京都千代田区神田三崎町 先路上又は同区神田三崎町「みとや水道橋店A館」非常階段のいずれかにおいて、暴力団が同 所周辺を縄張であるかのように誇示して飲食店等にみかじめ料の支払を要求していると認識 し、その身体及び店長を務めていた居酒屋である店舗の営業等にいかなる危害を加えかねない 気勢を示されるなどして佐々木操を怖がっていた被害者に対し、被告人において、顔面や首筋 等の入れ墨を示して、「おやじの代わりだ」などと言い、暴力団構成員である被告人が佐々木操 の代理としてみかじめ料を徴収するために同所周辺を回っているかのように誇示して暗に金銭 の交付を要求し、もしその要求に応じなければ、被害者の身体及び店舗の営業等にいかなる危 害を加えかねない気勢を示して被害者を怖がらせ、よって、平成30年10月初旬頃から令和2年 6月初旬頃までの間、各交付場所のいずれかにおいて、19回にわたり、被害者から現金合計28 万5000円の交付を受け
- ② ①の犯行に引き続き、令和2年7月初旬頃から令和3年2月初旬頃までの間、各交付場所のいずれかにおいて、8回にわたり、①のとおり被告人を怖がっていた被害者から現金合計12万円の交付を受け

これらを脅し取った。

(罪 名) 恐喝

8 この公告に関する問い合わせ先(申請書の持参又は郵送による提出先)

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁総務部犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03-3592-5611 (代表) 内線3350、4392

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます(提出先は上記8のとおり)。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、国(代表者は法務大臣となります。)を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。

4

相続財産清算人の選任及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第1071号

山梨県富士吉田市下吉田2丁目19番11号 申立人 都留信用組合

本籍山梨県南都留郡山中湖村山中1456番地 1、最後の住所山梨県甲府市川田町544番地 1ソレイユ窪田307、死亡の場所山梨県甲府 市、死亡年月日令和6年9月19日、出生の場 所山梨県南都留郡中野村、出生年月日昭和23 年12月21日、職業無職

被相続人 亡 坂本 暁徳 事務所山梨県甲府市相生1丁目19番2号FL Dビル6階 あおば法律事務所 相続財産清算人 弁護士 中川 佳治 催告期間満了日 令和7年12月2日

甲府家庭裁判所

令和7年(家)第138号

岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地 申立人 各務原市

本籍岐阜県本巣市石原265番地、最後の住所 岐阜県各務原市鵜沼川崎町2丁目28番地、死 亡の場所岐阜県各務原市、死亡年月日令和5 年5月6日頃、出生の場所岐阜県本巣郡北方 町、出生年月日昭和39年5月21日、職業不明 被相続人 亡 堀口 裕幸

事務所岐阜市江川町16番地 弁護士法人森 川・鈴木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中西 敏夫 催告期間満了日 令和7年12月5日

岐阜家庭裁判所

令和7年(家)第2013号

徳島県阿波市市場町大俣字久光28番地 申立人 有限会社ゼン建

本籍徳島県阿波市市場町上喜来字敷地152番地1、最後の住所徳島県阿波市市場町香美字秋葉本139番地8、死亡の場所徳島県吉野川市、死亡年月日令和7年1月12日、出生の場所徳島県板野郡土成町、出生年月日昭和18年8月5日、職業無職

被相続人 亡 稲井 英二 徳島県美馬市脇町大字脇町2番地3 相続財産清算人 司法書士 森 廣一 催告期間満了日 令和7年12月31日

徳島家庭裁判所

令和7年(家)第2036号

徳島市中徳島町2丁目19番地

申立人 藤澤 和裕

本籍徳島県小松島市中郷町字加藤126番地、 最後の住所徳島県徳島市津田本町2丁目2番 30-211号えがお、死亡の場所徳島県徳島市、 死亡年月日令和6年12月28日、出生の場所徳 島県勝浦郡小松島町、出生年月日昭和3年6 月6日、職業不詳

被相続人 亡 菊地キヨ子

徳島県阿南市富岡町西石塚1番地6土佐野ビル202号

相続財産清算人 弁護士 大森 千夏 催告期間満了日 令和7年11月30日

東京都千代田区大手町1丁目9番4号

徳島家庭裁判所

令和7年(家)第3021号

申立人 株式会社日本政策金融公庫 本籍茨城県古河市小堤2020番地68、最後の住 所茨城県古河市小堤2020番地68、死亡の場所 茨城県つくば市、死亡年月日令和5年9月21日、出生の場所茨城県古河市、出生年月日昭 和27年8月19日、職業自営業

被相続人 亡 桑原 利夫

事務所茨城県古河市常盤町3番1号コーポサンフレッチェ203渡良瀬法律事務所

相続財産清算人 弁護士 飯田 大樹 催告期間満了日 令和7年12月8日

水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年(家)第40257号

横浜市中区相生町4丁目75番地JTB・YN 馬車道ビル4階

申立人 井原 綾子

本籍神奈川県横浜市港南区日野南6丁目22番、最後の住所横浜市港南区港南3丁目34番24号、死亡の場所神奈川県横浜市戸塚区、死亡年月日令和7年1月5日、出生の場所福島県若松市、出生年月日昭和17年4月21日、職業無職

被相続人 亡 三谷 玲子

事務所横浜市中区相生町 4 丁目75番地 J T B・Y N 馬車道ビル 4 階

相続財産清算人 弁護士 井原 綾子 催告期間満了日 令和7年12月12日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第594号

山梨県南巨摩郡身延町八日市場518番地 申立人 佐野かめじ

本籍山梨県甲斐市吉沢616番地、最後の住所 山梨県甲斐市吉沢621番地7、死亡の場所山 梨県甲斐市、死亡年月日令和4年4月8日頃、 出生の場所山梨県中巨摩郡敷島町、出生年月 日昭和30年1月1日、職業無職

被相続人 亡 山本 英次

事務所山梨県甲府市丸の内1丁目7番3号 さかえやビル3階 永淵総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 手塚 圭祐 催告期間満了日 令和7年12月2日

甲府家庭裁判所

令和7年(家)第8043号

静岡県三島市加茂川町14番1号 シャルマン コーポ三島817

申立人 原田 純子

本籍静岡県三島市一番町18番、最後の住所静岡県三島市一番町18番25号 三島一番町ハイツ1107、死亡の場所静岡県三島市、死亡年月日令和6年12月15日、出生の場所静岡県浜松市、出生年月日昭和19年2月4日、職業無職被相続人 亡 金原 勝

静岡県駿東郡長泉町下土狩1291番1号第2古 谷ビル202 おぎ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 荻 大祐 催告期間満了日 令和7年12月20日

静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年(家)第75号

静岡県藤枝市横内72番地の1

申立人 八木とし江

本籍静岡県静岡市駿河区石部239番地、最後の住所静岡県焼津市坂本373番地フラリッシュ2A、死亡の場所静岡県焼津市、死亡年月日令和6年3月11日頃から20日頃までの間、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和29年12月15日、職業無職

被相続人 亡 深津 光司

静岡県静岡市清水区辻1丁目2番1号えじり あ203号中央法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大瀧 友輔 催告期間満了日 令和7年12月1日 静岡家庭裁判所島田出張所

令和6年(家)第7864号

佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 申立人 ダイレックス株式会社

本籍福岡県久留米市藤山町220番地2、最後の住所名古屋市天白区高坂町289番地の1カリテプリ201号、死亡の場所名古屋市天白区、死亡年月日令和5年8月28日、出生の場所福岡県久留米市、出生年月日昭和60年9月27日、職業不明

被相続人 亡 鬼木 一平 事務所名古屋市東区代官町34-12JBビル2 階西村パートナーズ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 稲垣 正浩 催告期間満了日 令和7年12月26日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7042号

名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1中村 区役所等複合庁舎4階

申立人 名古屋市本陣市税事務所長 山本 道子

本籍名古屋市南区豊田1丁目206番地、最後の住所名古屋市南区豊田1丁目2番5号、死亡の場所名古屋市南区、死亡年月日令和4年1月12日頃、出生の場所名古屋市昭和区、出生年月日昭和34年9月22日、職業不動産貸付業

被相続人 亡 大矢 吉枝

事務所名古屋市東区葵1丁目13番18号 サッサセンタービル3階 弁護士法人丸浜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山田 英典 催告期間満了日 令和7年12月26日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7072号

名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 中村区役所等複合庁舎4階

申立人 名古屋市本陣市税事務所長 山本 道

本籍名古屋市港区高木町5丁目18番地1、最後の住所名古屋市港区十一屋2丁目415番地の2 こころ十一屋、死亡の場所名古屋市港区、死亡年月日令和5年2月9日、出生の場所愛知県宝飯郡小坂井町、出生年月日昭和22年1月2日、職業不詳

被相続人 亡 石黒 宥年

事務所名古屋市中区丸の内1丁目4番12号 アレックスビル3階 弁護士法人後藤・木河 法律事務所

相続財産清算人 弁護士 木河 賢二 催告期間満了日 令和7年12月17日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7199号

名古屋市瑞穂区明前町12番6号

申立人 伊藤 賢二

本籍名古屋市瑞穂区明前町1202番地、最後の住所名古屋市瑞穂区明前町12番5号、死亡の場所名古屋市瑞穂区、死亡年月日推定令和6年12月14日、出生の場所名古屋市瑞穂区、出生年月日昭和32年8月3日、職業無職

被相続人 亡 伊藤 元一

事務所名古屋市中区丸の内2丁目11番24号 MS丸の内ビル7階 山口統平法律事務所 相続財産清算人 弁護士 藤原 圭祥 催告期間満了日 令和8年1月5日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7208号

名古屋市中村区椿町7番9号 申立人 愛知県信用保証協会

本籍名古屋市緑区徳重5丁目1113番地、最後の住所名古屋市緑区徳重5丁目1113番地、死亡の場所愛知県名古屋市緑区、死亡年月日令和5年10月17日頃、出生の場所岐阜県海津郡今尾町、出生年月日昭和14年9月2日、職業不明

被相続人 亡 牧野 良男

事務所名古屋市中区丸の内3丁目18番28号K Sビル6階 弁護士法人後藤・太田・立岡法 律事務所

相続財産清算人 弁護士 植木 祐矢 催告期間満了日 令和7年12月25日

名古屋家庭裁判所

| 令和7年(家) 第2031号

滋賀県大津市打出浜2番1号 申立人 滋賀県信用保証協会

本籍滋賀県大津市杉浦町20番、最後の住所滋賀県大津市千町2丁目1番27号、死亡の場所滋賀県大津市、死亡年月日令和6年1月21日頃から31日頃までの間、出生の場所京都府京都市伏見区、出生年月日昭和49年6月6日、

職業飲食店経営 被相続人 亡 大川 明久

滋賀県大津市末広町7番1号大津パークビル 7階 せせらぎ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 白木 優 催告期間満了日 令和7年12月26日

大津家庭裁判所

令和7年(家)第80255号

大阪市東住吉区照ケ丘矢田 3 -13-2 申立人 安田 章子

本籍大阪府大阪市阿倍野区昭和町2丁目9番地、最後の住所大阪府豊中市玉井町3丁目10番21号、死亡の場所不明、死亡年月日平成29年12月31日、出生の場所大阪府大阪市福島区、出生年月日昭和33年4月17日、職業不明被相続人 亡 伊山 順子

大阪市北区梅田1丁目2番2-1200大阪駅前第2ビル12階1号

相続財産清算人 弁護士 木原万樹子 催告期間満了日 令和8年1月6日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80415号

大阪府東大阪市水走3丁目7番32号申立人 株式会社ベル玩菓

本籍兵庫県淡路市仁井815番地3、最後の住所大阪府大東市諸福5丁目12番26号サンライフ302号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和6年12月24日、出生の場所兵庫県津名郡都志町、出生年月日昭和13年7月21日、職業不明

被相続人 亡 田中 鈴子

大阪市北区西天満4-3-25 梅田プラザビル7階

相続財産清算人 弁護士 望月 良馬 催告期間満了日 令和8年1月6日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80427号

大阪市此花区高見3丁目5番10号

申立人 三輪 睦枝

本籍大阪府大阪市此花区高見3丁目70番地、 最後の住所大阪市此花区高見3丁目7番5 号、死亡の場所大阪府大阪市此花区、死亡年 月日令和6年11月14日、出生の場所鳥取県東 伯郡旭村、出生年月日昭和24年12月31日、職 業無職

被相続人 亡 三輪 健一

大阪市北区天神橋2丁目5番25号若杉グランドビル本館11階

相続財産清算人 弁護士 伊東 祐一催告期間満了日 令和8年1月7日

大阪家庭裁判所

令和7年(家) 第80484号

大阪市中央区平野町3丁目3番7号ニューライフ平野町1010

申立人 福本 和可

本籍大阪府大阪市東住吉区西今川4丁目21番地、最後の住所大阪市東住吉区西今川4丁目14番6号、死亡の場所大阪府大阪市城東区、死亡年月日令和6年12月3日、出生の場所奈良県宇智郡五條町、出生年月日昭和23年6月17日、職業無職

被相続人 亡 花坂 惠子 大阪市北区中之島 2 ー 2 ー 7 中之島セント ラルタワー24 F

相続財産清算人 弁護士 大沼 剛 催告期間満了日 令和8年1月6日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第40029号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 申立人 神戸市

本籍兵庫県赤穂市東有年280番地、最後の住所神戸市中央区港島1丁目1番地の9イトーピア神戸ポートアイランド1406号、死亡の場所神戸市西区、死亡年月日平成31年2月6日、出生の場所兵庫県赤穂郡有年村、出生年月日昭和5年1月13日、職業無職

被相続人 亡 池尾 勇

神戸市中央区栄町通4丁目1番11号 エタニティ栄町ビル301号 みなと元町法律事務所相続財産清算人 弁護士 山口 達也 催告期間満了日 令和7年12月15日

神戸家庭裁判所

令和7年(家)第40097号

兵庫県姫路市阿保乙327-3

申立人 佐藤 香苗

本籍神戸市中央区下山手通4丁目2番、最後の住所神戸市中央区相生町5丁目13番1ー403号、死亡の場所神戸市兵庫区、死亡年月日令和6年4月8日、出生の場所山口県岩国市、出生年月日昭和19年3月25日、職業不明被相続人亡 笠岡 和雄

神戸市中央区海岸通 5 番地 神戸商船三井ビル306号室 後藤コンプライアンス法律事務 所

相続財産清算人 弁護士 荻野 泰三 催告期間満了日 令和7年12月16日

神戸家庭裁判所

令和7年(家)第40114号

東京都千代田区麹町5丁目2番地1 申立人 株式会社オリエントコーポレーション 本籍神戸市西区押部谷町西盛677番地、最後 の住所兵庫県三木市志染町西自由が丘2丁目 27番地 ピアン自由ケ丘1号棟201号、死亡 の場所兵庫県三木市、死亡年月日令和6年3 月21日頃から31日頃までの間、出生の場所神 戸市兵庫区、出生年月日昭和39年6月17日、 職業不明

被相続人 亡 村主 宏 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸ク リスタルタワー21階神陵法律事務所 相続財産清算人 弁護士 福島 佳樹 催告期間満了日 令和7年12月15日

神戸家庭裁判所

令和7年(家)第40173号

兵庫県神戸市中央区江戸町95番地 井門神戸ビル5階

申立人 一般社団法人ライフエンディング・ス テージあさひ

本籍兵庫県神戸市東灘区御影本町2丁目954番地1、最後の住所兵庫県神戸市垂水区本多聞3丁目1番37-2809号、死亡の場所兵庫県神戸市垂水区、死亡年月日令和6年9月22日、出生の場所兵庫県武庫郡御影町、出生年月日昭和5年3月16日、職業無職

被相続人 亡 青山 陽子 兵庫県三田市中央町4番5号三田ビル5階

相続財産清算人 弁護士 兵頭 尚 催告期間満了日 令和7年12月12日

神戸家庭裁判所

令和7年(家) 第70019号

神戸三田法律事務所

兵庫県相生市相生4丁目6番11号 申立人 藤林ちずる

本籍兵庫県揖保郡太子町東保263番地12、最後の住所兵庫県相生市若狭野町雨内800番地141障害者支援施設みどり荘、死亡の場所兵庫県相生市、死亡年月日令和6年12月29日、出生の場所兵庫県相生市、出生年月日昭和32年11月23日、職業無職

被相続人 亡 中山 智都 事務所兵庫県たつの市龍野町富永1005番8 2階 たつの法律事務所

相続財産清算人 弁護士 荻野 正和 催告期間満了日 令和7年12月1日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第70025号

神戸市須磨区若木町 4丁目 3番1-506号 申立人 角野 知子

本籍兵庫県加古川市別府町新野辺北町1丁目24番地2、最後の住所兵庫県加古川市別府町朝日町40番地リベール加古川南Ⅱ-303号、死亡の場所兵庫県加古川市、死亡年月日令和6年8月26日、出生の場所京都府京都市東山区、出生年月日昭和47年9月11日、職業無職被相続人 亡 小谷 実

事務所兵庫県姫路市南条10-4ひめじ市民法 律事務所

相続財産清算人 弁護士 平田 元秀 催告期間満了日 令和7年12月10日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第514号

奈良県奈良市芝辻町2丁目7番8-507号 申立人 田中 稔

本籍岡山県苫田郡鏡野町薪森原195番地、最後の住所兵庫県尼崎市東難波町5丁目26番1号ナニワ文化B-7、死亡の場所兵庫県尼崎市、死亡年月日令和2年3月8日、出生の場所岡山県苫田郡郷村、出生年月日昭和16年3月20日、職業建築設計業

被相続人 亡 田中 勝

事務所岡山県津山市南新座34番地アリコベール・しんざ201飯綱浩二法律事務所

相続財産清算人 弁護士 津田 真臣 催告期間満了日 令和7年12月1日

岡山家庭裁判所津山支部

令和6年(家)第30525・30556号

新潟県小千谷市大字薭生乙1338番地39 申立人 夏井 淳 広島県東広島市西条栄町8番29号 申立人 東広島市長 高垣 廣徳 本籍広島市安芸区矢野町4117番地24、最後の住所広島県東広島市黒瀬町乃美尾16番地16、 死亡の場所広島県東広島市、死亡年月日令和 5年9月21日頃から30日頃までの間、出生の

被相続人 亡 夏井 志郎 事務所広島市中区上八丁堀4-1 アーバン ビューグランドタワー1002号室 相続財産清算人 弁護士 宮城 直大

催告期間満了日 令和7年12月9日

場所愛媛県松山市、出生年月日昭和24年1月

8日、職業無職

広島家庭裁判所

令和6年(家)第30570号

広島県廿日市市新宮1丁目13番1号 申立人 廿日市市福祉事務所長 森本 真澄 本籍徳島県徳島市一宮町西丁244番地、最後 の住所広島県廿日市市宮内4丁目22番2一 301号、死亡の場所広島県廿日市市、死亡年 月日令和6年9月13日、出生の場所徳島県徳 島市、出生年月日昭和41年10月14日、職業警

被相続人 亡 笠原宏一郎 事務所広島市中区白島九軒町17番1 —203号 相続財産清算人 宮岡 泉 催告期間満了日 令和7年12月10日

広島家庭裁判所

令和7年(家)第30007号

備旨

広島市西区古江東町23番26—2号 申立人 児玉 健史

本籍広島市西区古江上1丁目700番地1、最後の住所広島市西区古江東町23番26-2号、死亡の場所広島市西区、死亡年月日令和6年8月24日、出生の場所広島市西区、出生年月日昭和61年10月31日、職業無職

被相続人 亡 小野村和樹

事務所広島市中区本川町2-6-5 相生橋 KMビル5階

相続財産清算人 弁護士 濱本 信成 催告期間満了日 令和7年12月9日

広島家庭裁判所

令和7年(家)第30084号

広島市中区上幟町2番36-201号 申立人 松田佐智子

本籍広島市南区向洋大原町2827番地、最後の住所広島市東区福田5丁目1165番地3、死亡の場所広島県東広島市、死亡年月日令和6年12月29日、出生の場所広島市、出生年月日昭和28年4月8日、職業無職

被相続人 亡 山下 豪

事務所広島市中区上幟町2番36-201号 相続財産清算人 司法書士 松田佐智子

催告期間満了日 令和7年12月9日

広島家庭裁判所

令和7年(家)第30107号

広島県東広島市高屋町大畠549番地70 申立人 伊藤 祐治

本籍広島市南区南大河町494番地、最後の住所広島市南区丹那町39番18号、死亡の場所広島市南区、死亡年月日令和6年11月24日、出生の場所広島県佐伯郡深江村、出生年月日昭和25年12月27日、職業無職被相続人 亡 伊藤 正法

事務所広島市中区八丁堀 1 --15 グラビス コート八丁堀201号

相続財産清算人 弁護士 石井 貴博 催告期間満了日 令和7年12月9日

広島家庭裁判所

令和7年(家)第30039号

広島県呉市中央6丁目9番23号 サンヒルズ ビル2階

申立人 中野 誠吾

本籍広島県呉市広横路2丁目2056番地、最後の住所広島県呉市広横路2丁目8番30号、死亡の場所広島県呉市、死亡年月日令和6年10月3日、出生の場所広島県呉市、出生年月日昭和30年9月19日、職業無職

被相続人 亡 神垣 尚美

事務所広島県呉市中央6丁目9番23号 サン ヒルズビル2階 安芸総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 中野 誠吾 催告期間満了日 令和7年12月5日

広島家庭裁判所呉支部

令和7年(家)第30026号

主たる事務所広島市中区大手町4丁目7番3 号

申立人 広島県農業信用基金協会

本籍広島県尾道市西久保町1481番地12、最後の住所広島県尾道市高須町1095番地28、死亡の場所広島県尾道市、死亡年月日令和5年12月11日、出生の場所広島県尾道市、出生年月日昭和41年3月20日、職業会社員

被相続人 亡 黒飛 勝博

事務所広島市中区上八丁堀5番2号和光KM ビル501号中根・車元法律事務所

相続財産清算人 弁護士 車元 晋 催告期間満了日 令和7年12月22日

広島家庭裁判所尾道支部

令和7年(家)第30005号

広島市中区吉島西1丁目4番15号

申立人 見吉 道徳

本籍広島県安芸高田市向原町坂2441番地、最後の住所広島県安芸高田市向原町坂2128番地、死亡の場所広島県庄原市、死亡年月日令和6年10月27日、出生の場所広島県高田郡向原町、出生年月日昭和26年2月10日、職業無職

被相続人 亡 山口 福美 広島県三次市十日市中 2 ー 7 ー27 三次板根 ビル 1 階

相続財産清算人 弁護士 今岡慶太郎 催告期間満了日 令和7年12月26日

広島家庭裁判所三次支部

令和7年(家)第97号

愛媛県西予市明浜町渡江1012番地

申立人 木下 善喜

本籍愛媛県宇和島市吉田町深浦2番耕地549番地、最後の住所愛媛県西予市明浜町俵津3番耕地172番地第46、死亡の場所愛媛県西予市、死亡年月日令和7年2月13日、出生の場所愛媛県東宇和郡玉津村、出生年月日昭和27年9月16日、職業不明

被相続人 亡 宇都宮通吉

愛媛県宇和島市保手5丁目17番9号

相続財産清算人 松澤 怜

催告期間満了日 令和7年12月2日

松山家庭裁判所宇和島支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和7年(へ)第1号

愛知県春日井市稲口町3丁目1番17号 申立人 株式会社池内

代表者代表取締役 堀江 和正

権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月4日 令和7年4月25日 大垣簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 1 通

手形番号 Y Z 77919

金額 288,312円

支払期日 令和7年4月5日

支払地 大垣市

支払場所 株式会社大垣共立銀行 本店営業部 振出日 令和6年11月20日

振出地 大垣市神田町1丁目25番地

振出人 大垣機工株式会社 代表取締役 公文 良成

受取人 有限会社中部アタッチメント

裏書人 岐阜県大垣市新田町4丁目11番地 有限会社中部アタッチメント 代表取締役 杉山 勉

被裏書人 白地

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和6年(家)第9508号

東京都東大和市桜が丘2丁目222-1 クリオレジダンス玉川上水205

申立人 武田 惠美

国籍中国、最後の住所不明

不在者 申 勇華

西暦1963年7月31日生

届出期間満了日 令和7年8月28日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第100号

神奈川県横浜市中区翁町 2-8-10-804 申立人 中田美保子

本籍静岡県伊東市猪戸1丁目6番、最後の住 所静岡県熱海市泉276番地の108

不在者 向後 榮枝 昭和21年6月24日生

届出期間満了日 令和7年8月29日

静岡家庭裁判所熱海出張所

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(へ)第3号

秋田県秋田市御所野湯本3丁目1番5号 申立人 山二建設資材株式会社

代表取締役 田口 清光

権利を争う旨の申述の終期 令和7年4月21日 令和7年4月24日 八戸簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 1通

手形番号 BB52660

金額 322,355円

支払期日 令和7年2月28日

支払地 青森県八戸市

支払場所 株式会社青森銀行卸市場支店

振出日 令和6年10月21日

振出地 青森県八戸市北インター工業団地 3丁 目 2 - 80

振出人 株式会社ほくとう 代表取締役 川村 有紀江

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和6年(へ)第4号

愛知県名古屋市熱田区千年1丁目2番70号 申立人 愛知時計電機株式会社

代表取締役 國島 賢治

権利を争う旨の申述の終期 令和7年4月24日

令和7年4月25日 八戸簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 1通

手形番号 BA12034

金額 144.320円

支払期日 令和7年2月5日

支払地 青森県八戸市

支払場所 株式会社岩手銀行湊支店

振出日 令和6年10月25日

振出地 青森県八戸市

振出人 サイトウホームライフ株式会社 代表

取締役 斉藤 雅浩

受取人 申立人

最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第38号

新潟県加茂市五番町14番4号 債務者 有限会社タカノセット 代表者代表取締役 高野 豊

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中澤泰二郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後1 時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第51号

山口県美祢市美東町真名495番地3 債務者 株式会社宮六工務店 代表者代表取締役 宮崎 謙二

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中光 弘治
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後1 時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。

山口地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第1831号

大阪市北区梅田1丁目1番大阪駅前第3ビル 10階

債務者 株式会社コンパル

代表者代表取締役 大西 欽也

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡野 紘司 大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申 立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第66号

兵庫県明石市大久保町西島845番地の74、前 住所兵庫県明石市大久保町江井島112番地の 1

債務者 飯沼 啓介

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上入佐輝史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月26日午後1 時10分

- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第55号

鳥取県鳥取市江津607番地 松本アパート A-46号、旧住所大阪府守口市東郷通3丁目 11番35号

債務者 宮西 敦

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松下 敬志
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10 時45分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第59号

鳥取県鳥取市湖山町東1丁目647-10 MI YAハイツ湖山202、住民票上の住所石川県 能美郡川北町字橘平12番地2 サンハイム橘 107、旧住所石川県石川郡野々市町押野5丁 目123番地

債務者 愛甲 勝義

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 真輝
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10 時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第266号

北九州市戸畑区幸町7番19-503号 倩務者 井上 春樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿野 寛之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月17日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第114号

福岡県久留米市津福今町477番地96 県営津 福今町団地3棟103号

債務者 津田 富子

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小松 宏吉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月4日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第26号

兵庫県多可郡多可町中区西安田247番地2 債務者 大西 晃

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 若原 暁昭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月27日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 神戸地方裁判所社支部

令和7年(フ)第27号

兵庫県多可郡多可町中区西安田247番地2 債務者 大西久美子

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 若原 暁昭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月27日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 神戸地方裁判所社支部

令和7年(フ)第18号

岡山県津山市里公文1862番地 債務者 庄司 啓貴

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後1時
- □ 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 津田 真臣

- の期日 令和7年9月1日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 岡山地方裁判所津山支部

令和7年(フ)第2号

千葉県千葉市若葉区愛生町56番地5 サンハ イツ105号、前住所千葉県千葉市若葉区愛生 町120番地 ビレッジハウス愛生7棟302号 債務者 寺村 章

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田岡 直博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月8日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第1050号

大阪市西成区岸里東1丁目6番21号 グラン エクラ岸里 505

債務者 柳瀬 和也

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内 康博
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1088号

大阪市東淀川区西淡路6丁目2番1-105号 債務者 山名 康雄

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 孝広
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第11号

宮崎県日南市南郷町潟上134番地6 債務者 櫻井 力

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新福 宏
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 宮崎地方裁判所日南支部

破産手続開始中更正

令和7年(フ)第62号

名古屋市守山区小幡常燈12番18号 カシオペ ア203号 申立時の住所 新潟市中央区花園 1丁目1番8号 アパガーデンコート新潟駅 前1007号

破産者 藤井

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 | 1 主文 当裁判所が令和7年3月17日午前10時 | 1 決定年月日 令和7年5月16日 にした破産手続開始決定中、破産者の住所につ き「新潟市中央区花園1丁目1番8号アパガー デンコート新潟駅前1007号」とあるのを「名古 屋市守山区小幡常燈12番18号 カシオペア203 号 申立時の住所 新潟市中央区花園1丁目1 番8号 アパガーデンコート新潟駅前1007号 と更正する。
 - 2 決定年月日 令和7年5月12日

新潟地方裁判所民事部

破産手続終結

令和6年(フ)第1071号

札幌市北区篠路町上篠路7番地1 破産者 有限会社トムアイ精工

- 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

札幌地方裁判所民事第4部

令和4年(フ)第6137号

東京都港区北青山3丁目11-7 AOビル3

破産者 医療法人幸歯ノ会

- 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第908号

名古屋市東区泉1丁目22番7号 破産者 有限会社セリエディマッジョ

- 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第785号

東京都府中市小柳町2丁目18番地の51ベル ヴィハウス201、破産手続開始決定時の住所 東京都府中市本町1丁目22番地の1

破産者 臼井 正

- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1274号

東京都八王子市諏訪町1923番地1 松枝住宅 6 - 101

破産者 柵木 俊男

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

平成30年(フ) 第180号

三重県四日市市ときわ4丁目8番33号 破産者 有限会社繁栄商事

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第249号

三重県三重郡川越町大字豊田758番地1 サープラス コスモス 207号 破産者 奥山 和代

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第95号

神戸市東灘区御影2丁目8番11-301号 破産者 株式会社キズカ

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

神戸地方裁判所姫路支部

破産債権の届出期間及び一般 調査期日

令和7年(フ)第12号

鹿児島県霧島市溝辺町麓1丁目38番地2 中 西方、旧住所鹿児島県姶良市西餅田1330番地 3 ケア&ナーシングあいら

破産者 石原 昭代(旧姓林)

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月6日午前10時 令和7年5月14日

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和6年(フ)第532号

大阪府泉南市信達大苗代62番地 泉南一丘団 地53棟208号

破産者 松本 敏明

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月25日午後2時30 分

令和7年5月14日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年(フ)第914号

大阪府和泉市池上町4丁目11番32号 破産者 株式会社高石加工

- 破産債権の届出期間 令和7年6月12日まで
 一般調査期日 令和7年8月26日午前10時30
- 令和7年5月15日

分

大阪地方裁判所堺支部破産係

| 令和6年(フ) 第163号

松江市下東川津町262番地10 リブ・ストーン206号、住民票上の前住所松江市国屋町357番地3

破産者 市場 智史

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月12日まで
- 2 一般調查期日 令和7年9月9日午前10時30 分

令和7年5月15日 松江地方裁判所民事部

令和6年(フ)第834号

堺市西区鳳西町2丁86番地2 フジパレス鳳 西103号

破産者 尾ノ井 泉

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月15日午前11時 令和7年5月15日

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第82号

北海道岩見沢市7条東4丁目8番地18 プレ ジデント66 1 B号室

破産者 髙橋 道之

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月4日午前11時 令和7年5月16日

札幌地方裁判所岩見沢支部

令和6年(フ)第12号

山形県鶴岡市羽黒町手向字薬師沢56番地318 破産者 高田 耕作

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 2 一般調查期日 令和7年8月4日午前11時 令和7年5月15日 山形地方裁判所鶴岡支部

令和2年(フ)第56号

山梨県甲府市落合町568番地5 破産者 新日本通産株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月3日午前11時30 分

令和7年5月14日

甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第47号

兵庫県姫路市西新町110番地8

- 破産者 坂井 敏記 1 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月11日午後1時30 分

令和7年5月13日 神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第668号

兵庫県姫路市白鳥台3丁目33番21号 破産者 構鉄工所こと 構 和彦

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月11日午前11時30 分

令和7年5月16日 神戸地方裁判所姫路支部

債権者集会招集

令和6年(フ)第4638号

大阪市住吉区庭井2丁目18番108号 ロイヤルプレイス我孫子東 206号 破産者 宮腰 功一

- 1 期日 令和7年7月3日午後2時50分
- 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に 関する意見聴取、破産管財人の任務終了による 計算の報告

令和7年5月12日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和6年(フ)第3712号

大阪市東成区深江北3丁目6番29号 ロイヤル深江 405号

破産者 春井 悠輝

異議申述期間 令和7年7月10日まで 令和7年5月15日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4126号

大阪府枚方市牧野阪2丁目2番7-209号 破産者 森藤 正臣

異議申述期間 令和7年7月10日まで 令和7年5月15日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第9号

北海道有珠郡壮瞥町字仲洞爺61番地 仲洞爺 団地 3 号棟304号

破産者 中田 克宏

異議申述期間 令和7年7月18日まで 令和7年5月16日

札幌地方裁判所室蘭支部破産係

特別清算開始

令和7年(ヒ)第1001号

千葉市若葉区千城台西1丁目40番8号 清算株式会社 株式会社ヤハギ 代表清算人 鈴木 輝

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

千葉地方裁判所民事第4部

令和7年(ヒ)第2029号

東京都新宿区西新宿 3 丁目 3 番13号 西新宿 水間ビル2 F

清算株式会社 株式会社リージョナルライト 代表清算人 岡崎 啓佑

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(上)第1号

岐阜県高山市国府町宇津江2775番地 清算株式会社 吉城電子工業株式会社 代表清算人 伊藤 哲雄

- 1 決定年月日 令和7年5月12日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

岐阜地方裁判所高山支部

令和7年(ヒ)第1号

徳島県海部郡海陽町中山字石堤1番地1 清算株式会社 株式会社アトム 代表清算人 左津前甲美

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

徳島地方裁判所阿南支部

令和7年(ヒ)第1号

香川県観音寺市坂本町 5 丁目17番17号 清算株式会社 新光実業株式会社 代表清算人 山崎 裕之

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

高松地方裁判所観音寺支部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第1003号

名古屋市東区泉2丁目5番26号 清算株式会社 アシストモーゲージ株式会社

- 1 決定年月日 令和7年5月12日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

名古屋地方裁判所民事第2部

Ш

_

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第1002号

横浜市中区港町2丁目9番地 清算株式会社 マイクロ・ダイヤモンド株式会 社

代表清算人 中島 博邦

- 1 決定年月日 令和7年5月1日
- 2 主文 次の協定を認可する。 協定
- 1 清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から2か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者が有する協定債権のうち元本に相当する額に按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。なお、本項に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法により実施するものとし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
- 2 各協定債権者は、前項の規定による弁済を 受けたときは、清算株式会社に対し、各協定 債権の総額から各弁済額を控除した残額につ き、その債務を免除する。
- 3 第1項に規定する弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額に按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。この場合において、各協定債権者が前項の規定に基づいて行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
- 4 特別清算開始決定日以降、協定債権の全部 又は一部について債権の移転があった場合に おいても、変更前の協定債権者とその有する 協定債権の額を基準に本協定条項を適用する ものとする。

以上

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(ヒ)第3004号

大阪府東大阪市荒本西3丁目2番25号 清算株式会社 株式会社エルグラン 代表清算人 林 恒己

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件協定を認可する。

協定

- 1 本協定の対象となる債権は、清算株式会社 に対する債権のうち、一般の先取特権その他 一般の優先権がある債権、特別清算の手続の ために清算株式会社に対して生じた債権、及 び特別清算の手続に関する清算株式会社に対 する費用請求権を除いた債権(以下「協定債 権」という。)であり、同債権を有するものを 協定債権者という。
- 2 別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、 清算株式会社に対する協定債権の全額(協定 債権に対する利息、遅延損害金の一切を含 む。)につき、その債務を免除する。
- 3 前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する(ただし、1円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。)。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

(別紙省略)

以上 大阪地方裁判所第6民事部

更生計画案議決権行使方法等

令和6年(ミ)第1-9号

京都市中京区一之船入町537番20号FIS御 池ビル9階

東生会社 寛一商店株式会社 北海道函館市松陰町24番1号 更生会社 アサヒ調剤薬局株式会社 滋賀県東近江市八日市緑町13番14号 更生会社 有限会社ハヤシデラ 青森市大字安田字近野1番地329 更生会社 有限会社共生商会 北海道函館市桔梗1丁目2番9号 更生会社 株式会社ハーベリィ科学研究所 新潟県長岡市曲新町687—4 更生会社 株式会社ソフトリー 新潟市中央区関屋田町1丁目117番地1 更生会社 有限会社ライフプランニング 新潟市中央区関屋田町1丁目117番地1 更生会社 新潟医薬株式会社 新潟市東区粟山3丁目1番8号 更生会社 有限会社さくら調剤薬局

- 1 議決権行使の方法
 - 書面投票による行使
- 2 投票期間

令和7年5月12日から同年6月23日まで

3 決議の組分け

更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行

4 議決権不統一行使の通知期限 令和7年6月2日 令和7年5月12日

東京地方裁判所民事第20部

監督命令

令和7年(再)第14号

熊本県熊本市南区御幸笛田2丁目15番6号 再生債務者 医療法人社団御幸会

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員 東京都中央区日本橋3丁目3番4 号 永沢ビル5階 永沢総合法律事務所 弁護 士 野田 聖子 令和7年5月12日

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

令和6年(再)第1号

北海道恵庭市美咲野1丁目11番4号 再生債務者 米川 英樹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、 民事再生法174条2項各号に定める事由はない。 令和7年5月9日

札幌地方裁判所民事第4部

再生手続終結

令和4年(再)第26号

栃木県小山市大字楢木293番地21 再生債務者 株式会社オフィスエフエイ・コム

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画の遂行 令和7年5月9日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手 続開始

令和7年(再イ)第14号

千葉県佐倉市並木町90番地4 再生債務者 荻島 大基

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令 和7年6月26日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第14号

相模原市中央区田名3354番地17 再生債務者 清水上那都美(旧姓鈴木)

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月17日から令 和7年6月24日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第5号

北海道苫小牧市緑町2丁目18番12—604号 再生債務者 梅内 文矢

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年6月25日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(再イ)第3号

北海道標津郡中標津町東6条南9丁目1番地 7 ハスコート中標津Ⅱ 103

再生債務者 小山 裕義

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年6月25日まで

釧路地方裁判所根室支部

令和6年(再イ)第230号

埼玉県川口市本前川3丁目21番7号 再生債務者 高麗 智行

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年6月25日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第38号

埼玉県朝霞市三原3丁目34番33号 エレノア

再生債務者 郷野 光昭

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年6月25日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第18号

相模原市南区当麻1104番地8 メゾンドルミ エール205

再生債務者 武田 剛実

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年6月25日まで

横浜地方裁判所相模原支部

| 令和7年(再イ)第5号

岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪832番地 再生債務者 澤野 篤志

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時
- 1 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令 和7年6月18日まで

岐阜地方裁判所大垣支部

令和7年(再イ)第36号

静岡市葵区内牧174番地の11

再生債務者 本間健二郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで | 令和7年(再イ)第20号
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令 和7年6月25日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第83号

名古屋市東区古出来1丁目3番3号 ラ・プ ラース古出来110号

再生債務者 宮村 昌宏

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令 和7年6月18日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第90号

愛知県尾張旭市東本地ケ原町3丁目8番地 アルモニー晴丘103号

再生債務者 桐山カンナ

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令 和7年6月18日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第94号

名古屋市瑞穂区雁道町1丁目10番地の2 メ ゾン・サンクレール・イトウ103号

再生債務者 芹田 晃久

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令 和7年6月18日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第12号

兵庫県尼崎市上ノ島町3丁目25番36号DAI KEN武庫之荘B202

再生債務者 長尾 愛佳(旧姓宮里)

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令 和7年6月25日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

兵庫県尼崎市浜田町4丁目68番地の1第二サ ンライフ共栄501号

再生債務者 松本 勝彦

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令 和7年6月25日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第2号

青森市大字浦町字奥野346番地27 再生債務者 前田 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令 和7年6月26日まで

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第1号

青森県北津軽郡板柳町大字五林平字前橋13番 地 6

再生債務者 麺屋ひとつなぎこと 松橋

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令 和7年6月26日まで

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和7年(再イ)第2号

青森県北津軽郡板柳町大字五林平字前橋13番

再生債務者 松橋 葉月(旧姓坂本)

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令 和7年6月26日まで

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和7年(再イ)第16号

三重県桑名市筒尾8丁目7番地10 再生債務者 工藤 大典

- 1 决定年月日時 令和7年5月15日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令 和7年6月19日まで

津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第17号

三重県四日市市清水町2番31号 再生債務者 樋口 祥吾

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令 和7年6月19日まで

津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第16号

岡山県倉敷市茶屋町2125番地1 ビッグベ アーA205号

再生債務者 岡崎美由貴(旧姓齋藤)

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令 和7年6月30日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年(再イ)第2号

愛知県豊橋市中郷町194番地1 房仙1 再生債務者 満永 幸治

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月10日から令 和7年6月17日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(再イ)第82号

札幌市豊平区月寒西1条10丁目3番16-301 岩

再生債務者 渡邉真紀子

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令 和7年6月26日まで

札幌地方裁判所民事第4部

<u>ი</u>

令和7年(再イ)第70号

千葉県船橋市二和西3丁目19番8号 フルハウスA-204号

再生債務者 木部 裕太

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令 和7年7月3日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第72号

千葉市花見川区浪花町908番地 パープルハウス203号

再生債務者 田山 康次

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令 和7年7月3日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第9号

千葉県袖ケ浦市神納5017

再生債務者 下門 大樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令 和7年7月3日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(再イ)第20号

岐阜市長良真生町2丁目15番地 清水コーポ ラス502号室、(住民票上の住所) 岐阜県郡上 市八幡町稲成490番地13

再生債務者 髙坂 駿佑

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令 和7年6月26日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第26号

名古屋市中村区日ノ宮町4丁目94番地の2 再生債務者 佐藤 正毅

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令 和7年6月19日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第102号

名古屋市中村区鴨付町1丁目11番地の2 藤和シティホームズ鴨付弐番館201号 再生債務者 下吉 研二

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令 和7年6月19日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第28号

愛知県一宮市貴船2丁目8番36-1号 再生債務者 川瀬 新治

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令 和7年6月19日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第6号

滋賀県東近江市小脇町2335番地2 再生債務者 井手 直樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令 和7年6月25日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第9号

滋賀県東近江市桜川東町483番地 再生債務者 村田 未来

- 1 决定年月日時 令和7年5月15日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令 和7年6月25日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第69号

札幌市北区新川2条7丁目2番2-101号 再生債務者 土井 和也

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令 和7年6月27日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第1号

北海道小樽市オタモイ1丁目7番1号 再生債務者 岸 瞳

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令 和7年6月27日まで

札幌地方裁判所小樽支部

令和7年(再イ)第16号

福島県郡山市喜久田町堀之内字下前田7番地再生債務者 橋本 順子

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令 和7年6月26日まで

福島地方裁判所郡山支部再生係

令和7年(再イ)第20号

神奈川県厚木市温水西2丁目23番1号 再生債務者 黄金井慎二

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令 和7年6月27日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第15号

三重県四日市市ときわ5丁目3番23号 再生債務者 友松 良浩

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令 和7年6月20日まで

津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第8号

滋賀県蒲生郡日野町大字内池525番地10 再生債務者 酒井 伸貴

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令 和7年6月26日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和6年(再イ)第17号

岡山県津山市東一宮5番地4 再生債務者 船引 明美

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令 和7年6月20日まで

岡山地方裁判所津山支部

令和7年(再イ)第41号

岡山市中区原尾島2丁目9番3号 ラ・イース原尾島103

再生債務者 白神颯太郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令 和7年6月30日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第10号

茨城県土浦市藤沢新田15番地 再生債務者 酒井 典之

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月24日から令 和7年7月15日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(再イ)第196号

大阪市大正区平尾2丁目24番4-711号(旧 住所 大阪市大正区泉尾5-2-2-405) 再生債務者 金田 由枝

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月17日から令 和7年7月1日まで

大阪地方裁判所第6民事部

小規模個人再生による書面決 議に付する決定

令和6年(再イ)第298号

東京都足立区西保木間4-12-68 再生債務者 前田 智子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで

令和7年5月13日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第459号

東京都北区岸町1-5-9-505(住民票上 の住所) 鹿児島県鹿児島市武岡 1-121-6-104

再生債務者 篠原 昌幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで

令和7年5月13日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第509号

東京都荒川区南千住6-61-5-103 再生債務者 中村 尭

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで

令和7年5月13日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第532号

東京都大田区大森中1-13-10-101 再生債務者 鹿柴 正人

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで

令和7年5月13日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第534号

東京都八王子市山田町1644-15 再生債務者 大能 雅樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで

令和7年5月13日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第545号

東京都港区海岸3-8-9-1003 再生債務者 小池由紀子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで

令和7年5月13日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第554号

東京都杉並区下高井戸1-31-11 トーシン フェニックス桜上水弐番館801

再生債務者 熊本 文子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで

令和7年5月13日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第558号

東京都板橋区小茂根4-12-1-102 再生債務者 栗原 勇都

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで

令和7年5月13日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第218号

千葉県市川市相之川3丁目11番10-203号 (市川グローバーハイツ堀木)

再生債務者 早川 ユキ

- 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで

令和7年5月14日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第30号

千葉県浦安市堀江5丁目2番41-502号 K EY'S浦安

再生債務者 佐々木悠祐

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで

令和7年5月14日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第523号

東京都足立区六月2-6-12-202

再生債務者 原田 泰成

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで

令和7年5月14日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第9号

栃木県宇都宮市駒牛町1024番地28 再生債務者 羽石 公一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

会和7年5月14日

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和6年(再イ)第94号

川崎市宮前区野川本町3丁目21番19号 再生債務者 今村 純一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月14日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第17号

名古屋市名東区高針荒田502番地 グローヴ 大久手A棟102号

再生債務者 中井 義幸

- 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月14日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第38号

愛知県知多郡東浦町大字生路字前田127番地 ルネスヌーボーバルティマン105号

再生債務者 小林 智大

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月14日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第42号

埼玉県熊谷市原島1118番地10

再生債務者 山本樹莉亜

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで

令和7年5月14日

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年(再イ)第158号

東京都府中市四谷3丁目57番地の3

再生債務者 外間 公久

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで

令和7年5月15日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第3号

岐阜県中津川市中津川2398番地の120 再生債務者 佐野 真琴

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで

令和7年5月15日

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(再イ)第1号

福島県会津若松市大塚2丁目3番50号 再生債務者 柏木 清志

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで

令和7年5月14日

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

| 令和7年(再イ)第9号

埼玉県所沢市西所沢1丁目15番12-706号 サーパスシティ所沢

再生債務者 久保 明

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで

令和7年5月14日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第208号

大阪府東大阪市菱屋東2丁目4番25号再生債務者 仲間 憲子(旧姓岡本)

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで

令和7年5月14日

大阪地方裁判所第6民事部

| 令和7年(再イ)第87号

大阪市都島区都島中通3丁目5番17号 再生債務者 今村 悠助

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで

令和7年5月14日

大阪地方裁判所第6民事部

| 令和7年(再イ)第3号

函館市中道1丁目18番1号 再生債務者 寺内 博幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月12日まで

令和7年5月15日

函館地方裁判所

令和7年(再イ)第4号

函館市深堀町32番41号 ラフォーレトミ 2 202号室

再生債務者 石岡 裕也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで

令和7年5月15日

函館地方裁判所

令和7年(再イ)第2号

釧路市春採2丁目17番14号 再生債務者 菅原 淑美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで

令和7年5月15日 釧路地方裁判所民事部

| 令和7年(再イ)第1号

福島県相馬市黒木字迎畑231番地の3 再生債務者 渡部 功司

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで

令和7年5月15日 福島地方裁判所相馬支部

令和7年(再イ)第4号

長野県松本市大字島内4619番地1 再生債務者 山村 公章

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで

令和7年5月15日 長野地方裁判所松本支部

令和6年(再イ)第72号

滋賀県草津市駒井沢町375番地13 再生債務者 村上 健

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月12日まで

令和7年5月15日

大津地方裁判所民事部再生係

令和6年(再イ)第77号

滋賀県湖南市石部北5丁目6番13号 再生債務者 長岡 吾一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで

令和7年5月15日

大津地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第1号

京都府綾部市味方町薬師谷150番地の63 再生債務者 春田 裕哉

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで

令和7年5月15日

京都地方裁判所福知山支部個人再生係

令和6年(再イ)第282号

横浜市瀬谷区瀬谷4丁目20番地3 瀬谷ハイツB 112

再生債務者 久保田健太郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで

令和7年5月15日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第292号

横浜市瀬谷区東野35番地14 再生債務者 村山 勇治

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで

令和7年5月15日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第17号

千葉県船橋市高根台1丁目3番31-107号 再生債務者 竹口 隼

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月2日まで

令和7年5月15日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第32号

千葉県富津市青木1182番地1 メルヴェール 富津213号室

再生債務者 平野 俊彦

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで

令和7年5月16日

千葉地方裁判所木更津支部

令和6年(再イ)第480号

東京都足立区小台 2 - 28 - 6 メルディア小台二丁目201

再生債務者 佐藤 夏実

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月2日まで

令和7年5月15日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第520号

東京都板橋区大山町9-6-302 再生債務者 中根 悠介

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで

令和7年5月15日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第543号

東京都港区六本木 3 -16-13-211 再生債務者 山口 展生

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで

令和7年5月15日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第38号

千葉県我孫子市柴崎台1-10-8-202 再生債務者 紀伊 領太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで

令和7年5月15日

東京地方裁判所民事第20部

| 令和7年(再イ)第1号

岩手県胆沢郡金ケ崎町西根北荒巻23番地14 第2アミティ金ケ崎寮A-310号室 再生債務者 藤澤 悠樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月15日 盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(再イ)第2号

岩手県胆沢郡金ケ崎町西根中谷地30番地19 再生債務者 千葉 洋

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月15日 盛岡地方裁判所水沢支部

令和6年(再イ)第94号

埼玉県上尾市富士見1-1-13JR富士見町 宿舎304(住民票上の住所) 群馬県太田市新 井町152番地4

再生債務者 小暮 朋芳

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月14日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第14号

茨城県水戸市姫子2丁目339番地の11 再生債務者 川田 雅明

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで

令和7年5月15日

水戸地方裁判所

令和6年(再イ)第31号

茨城県取手市米ノ井88番地4

再生債務者 村石 義孝

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで

令和7年5月15日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和6年(再イ)第56号

群馬県前橋市小相木町142番地3 ドムス前 橋Ⅱ 101号

再生債務者 久保田秀和

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 | 令和7年(再イ)第51号 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで

令和7年5月15日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(再イ)第204号

さいたま市岩槻区諏訪5丁目1番地7 再生債務者 佐々木恭平

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで

令和7年5月15日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第33号

長野市大字北尾張部794番地3 ノーチェ101 号室

再生債務者 長田 文人

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで

令和7年5月15日

長野地方裁判所民事部再生係

令和6年(再イ)第71号

岐阜市雄総緑町2丁目14番地5 再生債務者 鈴木 貴之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで

令和7年5月15日 岐阜地方裁判所

令和6年(再イ)第81号

岐阜県各務原市鵜沼朝日町5丁目338番地11 再生債務者 中村 勇介

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで

令和7年5月15日 岐阜地方裁判所

令和6年(再イ)第268号

愛知県瀬戸市萩山台9丁目218番地の1 再生債務者 横道 一生

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで

令和7年5月15日

名古屋地方裁判所民事第2部

名古屋市名東区高針5丁目1003番地の4 再生債務者 山口 一典

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで

令和7年5月15日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第3号

岩手県北上市和賀町煤孫9地割119番地 再生債務者 武田 光顕

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで

令和7年5月16日 盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(再イ)第1号

栃木県矢板市東町1203番地21

再生債務者 三浦 勇輝

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6 目まで

令和7年5月16日

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和6年(再イ)第49号

群馬県伊勢崎市赤堀今井町1丁目86番地25 再生債務者 荻原 良

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで

令和7年5月16日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第1号

千葉県松戸市大谷口259番地の34 フガール' 02-101号

再生債務者 山﨑 裕太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで

令和7年5月12日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第14号

千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷4丁目4番6-31号 再生債務者 森 義行

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで

令和7年5月12日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第17号

岡山市北区富田173番地1 エクセルメゾン 岡山211

再生債務者 中原 和昭

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで

令和7年5月15日

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第132号

北九州市若松区鴨生田4丁目11番46号(セ ジュール鴨生田 C 棟101号室)

再生債務者 中村 智弘

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで

令和7年5月15日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(再口)第8号

態本県菊池市泗水町吉富85番地3 フローラ ルトラスト A201

再生債務者 大林 慶一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで

令和7年5月15日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

2 3

令和6年(再イ)第118号

兵庫県高砂市曽根町2785番地の5 再生債務者 岡田 浩一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 13日まで

令和7年5月16日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第12号

兵庫県姫路市大津区平松78番地8

- 再生債務者 苅田 勝
- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 13日まで

令和7年5月16日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第16号

兵庫県姫路市青山西2丁目22番22-402号第 一青山ハイツ(従前の住所)大阪府大阪市東 淀川区淡路5-21-13-603号

再生債務者 吉原 恵一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 13日まで

令和7年5月16日 神戸地方裁判所姫路支部

| 令和7年(再イ)第18号

兵庫県高砂市曽根町783番地の5

再生債務者 神戸サンドウィッチ工房こと 三 軒 芳樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 13日まで

令和7年5月16日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第2号

鹿児島県姶良郡湧水町川西14番地7 再生債務者 松下 順一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで

令和7年5月14日

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和7年(再イ)第3号

広島県福山市曙町6丁目6番16-3号 再生債務者 藤原 靖士

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月13日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 13日まで

令和7年5月16日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(再イ)第7号

広島県三次市十日市東2丁目14番27号 (101号)

再生債務者 堀井 龍一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月13日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 13日まで

令和7年5月16日 広島地方裁判所三次支部

給与所得者等再生による再生 手続開始

令和7年(再口)第2号

神奈川県厚木市関口999番地10 再生債務者 浅井 将凱

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前11時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令 和7年6月27日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和6年(再口)第5号

神戸市北区道場町日下部697番地の20 再生債務者 山本 真大

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後4時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年7月2日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再口)第1号

兵庫県加古川市上荘町都染453番地 再生債務者 吉岡 二郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月25日から令 和7年7月16日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再口)第1号

鹿児島県姶良市平松6279番地2 スカイ・ ルーチェM102号

再生債務者 久保 革

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月25日から令 和7年7月2日まで

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和7年(再口)第2号

広島市西区中広町3丁目26番4号 再生債務者 日原 秀世

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令 和7年7月3日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(再口)第2号

山口県光市浅江6丁目9番12号 再生債務者 田中 敬士

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前11時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令 和7年7月4日まで

山口地方裁判所周南支部

給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取

令和6年(再口)第9号

千葉市稲毛区宮野木町1615番地46 再生債務者 米田 康大

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月 18日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年6月2日まで 令和7年5月15日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再口)第4号

富山市東岩瀬町559番地

再生債務者 金井 英大

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月 17日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年6月6日まで 令和7年5月16日 富山地方裁判所民事部

令和7年(再口)第1号

京都府南丹市園部町木崎町東川端18番地1 メゾンクロシェ102号

再生債務者 城本 義博

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月 28日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2 の書面の提出期間 令和7年6月16日まで 令和7年5月16日

京都地方裁判所園部支部再生係

給与所得者等再生による再生 計画認可

令和6年(再口)第9号

横浜市南区井土ケ谷中町75番地 再生債務者 湯澤 通成

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月25日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月14日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

Ø

されることになります。 出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をして 理命令をすることについて異議があるときは、 ください。届出がないときは、上記の管理命令が て所有者不明土地管理命令の申立てがあったの 次の申立人から別紙物件目録表示の土地につい 上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管 画

令和7年(チ)第2号

住所・居所 不明 札幌市中央区大通東1丁目2番地 北海道電力ネットワーク株式会社

所有者 共立観光信販株式会社 令和7年5月12日

所在 地 地 田 山 原野 921番1 虻田郡豊浦町字新富

拖路 所在 地積 920番 1 虻田郡豊浦町字新富

官

兵庫県淡路市岩屋1846番地1

住所・居所 代表者代表取締役 別府 幹雄

寺町2番22号 (商業登記記録上の住所) 大阪市中央区北浜

3丁目2番12号

所有者 岩谷不動産販売株式会社

淡路市南字才ノ森 物件 Ш

所在 推出 473番22

地積 淡路市南字才ノ森

当 上菜

拖路 473番23

263平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

四丁目6番5号 (不動産登記記録上の住所) 名古屋市中区栄

届出期間満了日 令和7年7月15日 (別紙) 哲 弁 札幌地方裁判所室蘭支部 三線

3954平方メートル

813平方メートル

令和7年 (チ) 第2号

申立人 株式会社ハーベストファーム

(不動産登記記録上の住所) 大阪市北区太融

神戸地方裁判所洲本支部

届出期間満了日 令和7年7月25日

令和7年5月12日

(別紙)

677平方メートル

ω 割皿 地番 所在 雑種地 475番1 淡路市南字才/後

地積

所在 割田 地番 原野 475番7

令和7年(チ)第1号

福岡県京都郡苅田町大字上片島1362番地1 住所・居所 不明 申立人 出土 #

字上片島1362番地

届出期間満了日 令和7年7月25日

1491番

整 出 出

地積 431.61平方メートル

所有者不明建物管理命令に関 する異議の催告

出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をして で、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届 されることになります。 ください。届出がないときは、上記の管理命令が て所有者不明建物管理命令の申立てがあったの 次の申立人から別紙物件目録表示の建物につい

令和7年 (チ) 第47号

申立人 河野 哲夫 神奈川県小田原市成田136番地

動産登記記録上の住所)神奈川県小田原市成 田536番地の10 (亡佐藤寛二の最後の住所)(亡佐藤寛二の不

届出期間満了日 令和7年7月11日 所有者 亡佐藤寛二相続財産

令和7年5月12日 (別紙) 所在 小田原市成田字吉添536番地10 鬱 1年 横浜地方裁判所小田原支部 凝

 \mathbb{Z}

家屋番号 536番10

種類 床面積 1階 81.36平方メートル 構造 屈光 木造瓦亜鉛メッキ鋼板葺2階建 2 盛 23.08平方メートル

178平方メートル

淡路市南字才ノ後

0.37平方メートル

(不動産登記記録上の住所) 京都郡苅田町大

所有者 宝球山 亭

令和7年5月12日 福岡地方裁判所行橋支部 (別紙) 所在 物件 日線

京都郡苅田町大字上片島字十二社

令和七年五月二十六日

群馬県前橋市中内町七八番地の一

新潟県新潟市東区紫竹卸新町一八〇八番地 代表取締役 時山 純

代表取締役

時山

合併公告

切を承継して存続し乙及び丙は解散することにい たしました。 左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務一

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり これらの合併に対し異議のある債権者は、本公

甲 掲載紙 掲載頁 掲載の日付 令和七年五月二十六日 三頁 日刊工業新聞

掲載紙 日刊工業新聞 掲載頁 掲載の日付 令和七年五月二十六日 三頁

丙 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年五月二十六日 掲載頁 三頁

会社その他の公告

継して存続し、乙は解散することにいたしました。 しております。 社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項 に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定 効力発生日は令和七年八月一日であり、甲は会 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

七月一日までにお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、 令和七年

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年十一月二十九日 四十八頁(号外第二七九号)

 \mathbb{Z} 掲載紙 官報

掲載頁 三十七頁 (号外第二九七号) 掲載の日付 令和六年十二月二十日

(甲) 株式会社共進

(乙) 株式会社カトウ産業 純

です。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 (乙) 掲載紙 金融商品取引法による有価証券報告書提出 官報

令和七年五月二十六日 東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番一二号 掲載頁 六十一頁 (号外第一〇三号) 掲載の日付 令和七年五月九日

(甲) 株式会社パン・パシフィック・イ ンターナショナルホールディング

東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号 代表取締役 吉田 直樹 代表取締役 (乙) 株式会社エルエヌ 石井 祐司

令和七年五月二十六日 埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目一九番 (甲) 株式会社こうゆう

東京都中央区日本橋小伝馬町七番一〇号 (乙) 株式会社エッセンシャル出版社 代表取締役 代表取締役 髙濱 正伸

駿河台スピックビル東京都千代田区神田駿河台四丁目四番地五 (丙) 株式会社EDUPLA 代表取締役 髙濱 正伸

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

甲 掲載紙 掲載の日付 令和七年五月十六日

(乙) 清算株式会社です。 掲載頁 九十頁 (号外第一〇八号)

令和七年五月二十六日

埼玉県飯能市大字上名栗三一九六番地 埼玉県飯能市大字上名栗三一九三番地一 代表取締役 平沼 庸生 (甲) 鳥居観光株式会社

(乙) 観世音センター株式会社 代表清算人 平沼 庸生

代表取締役 田中 宏和

官

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 $\widehat{\mathbb{Z}}$

甲 掲載紙 官報

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 掲載頁 掲載の日付 令和七年五月一日 官報 六十八頁 (号外第九十九号)

掲載の日付 令和七年五月一日

和七年五月二十六日 東京都千代田区神田淡路町二丁目一番七号 掲載頁 六十八頁 (号外第九十九号)

東京都千代田区神田淡路町二丁目一番七号 (乙) unknowndoor株式会社 (甲) テクノブリッジNKE株式会社 代表取締役 田中 宏和

継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) https://www.j-ce.co.jp

(시) https://www.sun-reform.jp 令和七年五月二十六日

東京都江戸川区北葛西四丁目一四番一号

(甲) 日本商業施設株式会社 代表取締役 平田 一馬

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

(乙) 株式会社サンリフォーム 代表取締役 服部 剛之

DKノア四階

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

25

です。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲

掲載の日付 令和七年三月二十七日掲載紙 日刊工業新聞

掲載紙 官報

掲載頁 八十九頁 (号外第五十九号) 掲載の日付 令和七年三月二十一日

令和七年五月二十六日

東京都港区虎ノ門一丁目一六番四号 (甲) 株式会社東京アセットソリュー

合併公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

 \mathbb{Z} (甲)確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十六日 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年五月二十三日 掲載頁 三頁

代表取締役 水谷 (甲) 株式会社メイアス 亮

東京都港区麻布十番一丁目二—七

奈良県大和高田市旭南町六番一六号 (乙) 株式会社アビラス

代表取締役 水谷

亮

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 令和七年五月二十六日 東京都中央区日本橋室町一丁目一三番一号

本橋CETビル二階 東京都中央区東日本橋二丁目二八番四号日 (甲) 合同会社グリームライン 代表社員 日髙 真子

(乙) 合同会社弥生エステート

代表社員

日髙

康昌

掲載頁

東京都港区虎ノ門一丁目一六番四号 (乙) 株式会社STホールディングス ション 代表取締役 寺敷 代表取締役 棚原慎太郎 信昭

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

(甲) 掲載紙

ラプレステージタワー 東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号オーク

dings株式会社 0

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号 代表取締役社長CEO

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしましたの で公告します。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和七年三月三日 掲載頁 一二二頁 (号外第四十二号

(乙) 計算書類の公告義務はありません。 令和七年五月二十六日

東京都港区虎ノ門一丁目一六番四号

名古屋市千種区千種一丁目一五番一号

掲載頁 七十七頁(号外第一七四号)掲載の日付 令和六年七月二十三日

 \mathbb{Z} 令和七年五月二十六日 掲載紙 官報 掲載頁 八十頁 (号外第一七四号) 掲載の日付 令和六年七月二十三日

(甲) White Japan 代表取締役 Н 耕介

(乙) マフテックグループ株式会社 松﨑 耕介

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 務を承継して存続し乙、丙及び丁は解散すること にいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

更

丙

掲載紙

官報

掲載の日付 令和七年五月十三日

一二〇頁 (号外第一〇五号)

掲載頁

一一九頁(号外第一〇五号)

掲載紙 官報

確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和七年五月十三日

Ĵ

掲載紙 掲載頁

官報

掲載紙 官報

東京都港区虎ノ門一丁目一六番四号

令和七年五月二十六日

掲載頁 一二〇頁 (号外第一〇五号) 掲載の日付 令和七年五月十三日

東京都港区西新橋一丁目一番一号

(甲) KYGホールディングス株式会社

代表取締役 棚原慎太郎(甲)佐藤ビル株式会社

取締役 棚原慎太郎(乙)有限会社鷹岩商事

合併公告

名古屋市千種区千種一丁目一五番一号

代表取締役 谷川

(丁) 学悠出版株式会社

代表取締役 谷川

悠

(丙) 株式会社悠イング

名古屋市千種区千種一丁目一五番一号

代表取締役 谷川

八表取締役 谷川 悠(乙) 関東通商株式会社

継して存続し乙は解散することにいたしましたの で公告します。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 効力発生日は令和七年七月一日です この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 官報

掲載頁 掲載の日付 令和六年十月二十一日 官報 七十三頁(号外第二四五号)

令和七年五月二十六日 掲載頁 七十四頁 (号外第二四五号) 掲載の日付 令和六年十月二十一日

東京都世田谷区船橋六丁目六番一〇号 (甲) 株式会社東京ファシリティサービス

横浜市旭区白根三丁目一六番一七号 (乙) パシフィック通工株式会社 代表取締役 黒沼夕起夫

代表取締役

黒沼夕起夫

官

乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散する

ことにいたしました。

(甲・乙・丙

掲載紙

官報

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしましたの 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲)確定した最終事業年度はありません。 掲載紙 日刊工業新聞

和七年五月二十六日 掲載頁 十四頁 掲載の日付 令和七年一月二十一日

愛知県碧南市中山町七丁目二六番地 町ダイビル 東京都千代田区内幸町一丁目三番三号内幸 (甲) 株式会社ATホールディングス 代表取締役 福岡

(乙) 旭鉄工株式会社

代表取締役 木村 哲也

丙の合併の効力発生を条件として、合併して甲は 利義務全部を承継して存続し丙は解散することに いたしました。 また、左記会社のうち甲及び乙は、前記乙及び 左記会社のうち乙及び丙は合併して乙は丙の権

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 これらの合併に対し異議のある債権者は、本公 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年九月三十日

東京都港区麻布十番一丁目一一番三号 和七年五月二十六日 (甲) 株式会社東亜

掲載頁 八十二頁 (号外第一〇七号) 掲載の日付 令和七年五月十五日

代表取締役 新井 有羅

東京都港区麻布十番一丁目一一番三号 (乙) 株式会社東亜商館

東京都港区麻布十番一丁目一一番三号 代表取締役 (丙) 株式会社東亜FG 加藤総

代表取締役

継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

(甲)確定した最終事業年度はありません。

掲載紙 日刊工業新聞

 \mathbb{Z}

掲載の日付 令和七年五月二十六日 掲載頁 三頁

令和七年五月二十六日

東京都港区赤坂二丁目一二番八号

(甲) YF Fresh Future 株式会社

ビル新館五F 東京都渋谷区渋谷三丁目二七番一一号祐真 (乙) 株式会社T-Garden 代表取締役 黄 鑫

代表取締役

山本 慎哉

合併公告

翌日から一箇月以内にお申し出ください。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

 \mathbb{Z} 掲載紙 官報 掲載頁 一三八頁 (号外第二二八号) 掲載の日付 令和六年九月三十日

掲載頁 一二七頁(号外第二二八号)

令和七年五月二十六日 東京都港区赤坂一丁目一二番三二号 (甲) 株式会社impactTV

代表取締役 川村

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号 (乙) 株式会社impact・e 雄二

代表取締役

川村

雄二

承継して存続し乙は解散することにいたしまし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい

(甲)金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年五月二十六日 横浜市港北区新羽町一七五六番地

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号 社長執行役員 寺寄 秀昭

職務執行者 長坂 英樹

権利義務全部を承継して存続し乙は解散すること にいたしました。(第一合併)

大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

(戊)SHホテルマネジメント株式会社

大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

(丁) 栄1丁目ホテルシステムズ株式会社

代表取締役 田森

効力発生を条件として合併して、甲は丙の権利義 務全部を承継して存続し丙は解散することにいた しました。(第二合併)

効力発生を条件として合併して、甲は丁の権利義 しました。(第三合併) 務全部を承継して存続し丁は解散することにいた また、左記会社のうち甲及び戊は、第三合併の

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 務全部を承継して存続し戊は解散することにいた しました。(第四合併 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

trip_base_hotel_management_kk

(N) https://solva-legal.com/koukoku/ classic_select_hospitality_service_kk/

- (丙)https://solva-legal.com/koukoku/ shhotel_systems_kk/
- 左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を J https://solva-legal.com/koukoku/ sakaelchoume_hotel_systems_kk

戊

https://solva-legal.com/koukoku/

shhotel_management_kk/

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年五月二十六日

大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

(甲) トリップベースホテルマネジメン

ト株式会社

代表社員 AGX一般社団法人 (甲) 株式会社アルプス物流 (乙) AGX合同会社

大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

(丙) SHホテルシステムズ株式会社

代表取締役 田森

大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

代表取締役 岡本

(乙) SHホスピタリティサービス株式

代表取締役 岡本

左記会社のうち甲及び乙は合併して、甲は乙の

また、左記会社のうち甲及び丙は、第一合併の

また、左記会社のうち甲及び丁は、第二合併の

効力発生を条件として合併して、甲は戊の権利義

(甲) https://solva-legal.com/koukoku/

合併公告 代表取締役 田森

の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 (甲) 掲載紙 日刊工業新聞 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

掲載頁 三頁 掲載の日付 令和七年五月十九日

 \mathbb{Z} 令和七年五月二十六日 ビル二階 大阪府堺市北区長曽根町一〇番地柳生第二 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年五月十九日 掲載頁 三頁

大阪府高石市東羽衣三丁目二番一六号二階 (甲) ウィルハウス株式会社 (乙) アドウィル株式会社 代表取締役 田中 圭一 代表取締役 田中 圭

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしましたの左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

甲・乙 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

和七年五月二十六日 掲載紙 掲載頁 八十九頁 (号外第一〇八号) 掲載の日付 令和七年五月十六日 官報

第 1471 号

大阪府東大阪市上石切町一丁目一一番一三 ラザウエストオフィスタワー一九階 (甲) メディケア・コスメ株式会社 代表取締役 鉄村 太成

大阪市北区梅田二丁目二番二号ヒルトンプ

号七階 (乙) 株式会社クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 木部 学

継して存続し乙は解散することにいたしました。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 りです。 なお、 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終の貸借対照表の開示状況は次のとお

甲・乙

掲載紙

官報

官

大阪府泉佐野市りんくう往来北二番一一 (甲) トーワ株式会社

和七年五月二十六日

掲載頁 一六三頁(号外第一一一号) 掲載のE付 令和七年五月二十一日

掲載の日付 令和七年五月二十一

大阪府泉佐野市りんくう往来北二番一一 代表取締役 藤田 和也

(乙) 株式会社トーワ 和也

代表取締役 藤田

継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり なお、

27

甲 金融商品取引法による有価証券報告書提出

(乙) 掲載紙 官報

掲載頁 五十五頁 掲載の日付 令和七年四月二十八日 (号外第九十五号)

福岡市中央区大名二丁目八番一号

代表取締役 田中

大阪市西区立売堀一丁目三番一一号 (乙) メディア総研イノベーションズ株 式会社 代表取締役 田中 浩二

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい それを承継させることにいたしました。 です。 情報事業の一部に関する権利義務を承継し、乙は 業、アミューズメント事業、機器事業の一部及び なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙のガス遮断弁事

 \mathbb{Z} 甲 掲載紙 官報 確定した最終事業年度はありません。

福島県二本松市渋川字十文字一〇番地

福島県二本松市渋川字十文字一〇番地

吸収分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 にいたしました。 義務の全てを承継し、甲はそれを承継させること ム事業及び付帯する関連事業に関して有する権利 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して、乙は甲の運搬システ

甲 掲載紙 掲載の日付 令和七年五月一

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 確定した最終事業年度はありません。 掲載頁 三頁

令和七年五月二十六日

(甲) メディア総研株式会社 浩二

吸収分割公告

令和七年五月二十六日 掲載頁 一〇八頁(号外第一四 掲載の日付 令和六年六月二十一日 [九号]

代表取締役 小池 寛(甲) 〇KIエム・イー株式会社

(乙) 沖マイクロ技研株式会社

日刊工業新聞 十三日

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

東京都中央区明石町八番一号

(乙) 株式会社 I U K クレーン

吸収分割公告

構成される事業を承継し乙はそれを承継させるこ それに関する資産、権利義務及び従業員によって とにいたしました。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(デオ。 掲載紙

掲載の日付 令和七年五月二十六日 日刊工業新聞

令和七年五月二十六日 掲載頁 五頁

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号恵代表取締役 イェルク・ポシェル(甲)VI Japan株式会社

(乙) バイオトロニックジャパン株式会社

業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させ 吸収分割公告 ることにいたしました。 左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食店運営事

です。 甲 最終貸借対照表の開示状況は次のとお

 \mathbb{Z} 掲載紙 日刊工業新聞 確定した最終事業年度はありません。 掲載の日付 令和七年四月二十四 日

(甲) 株式会社Food Emotion東京都葛飾区亀有三丁目二九番一—六○四号

代表取締役 久松 秀樹

令和七年五月二十六日 東京都中央区明石町八番一号

(甲) IHI運搬機械株式会社 代表取締役 赤松 真生

左記会社は吸収分割して甲は乙のVI事業及び

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和七年五月二十六日掲載紙 日刊工業新聞

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載頁 五頁

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号恵 比寿ビジネスタワー 三階

比寿ビジネスタワー一三階

まる、とないでは、この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月二十六日 掲載頁 六頁

(乙)株式会社フォートップス東京都葛飾区亀有三丁目二九番一−六○四号

代表取締役

する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させ左記会社は吸収分割して甲は乙の営む事業に関 吸収分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ることにいたしましたので公告します この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月二十: なお、甲は確定した最終事業年度はありません。

ビル四F 東京都港区芝浦二丁目一七番一〇号新大友 甲 株式会社EJ

ルー六一―二階 (乙)合同会社LTH東京都港区芝浦二丁目一四番一三号加瀬ビ 代表取締役 代表社員 上野真理子 武冨 友里

吸収分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ることにいたしましたので公告します。 する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させ左記会社は吸収分割して甲は乙の営む事業に関 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

掲載紙 掲載の日付 令和七年五月十三 官報

(乙) 確定した最終事業年度はありません。 令和七年五月二十六日 東京都港区芝浦三丁目九番一号芝浦ルネサ イトタワー二F 掲載頁 一一〇頁(号外第一〇五号) 日

ビル四F (乙)株式会社EJ東京都港区芝浦二丁目一七番一〇号新大友 (甲) 株式会社C o pi a 代表取締役 代表取締役 石川 正和 武富

を承継させることにいたしました。 当社のフォルクスワーゲン事業に関する権利義務 当社は、吸収分割により株式会社ティー吸収分割公告 ス(住所東京都福生市志茂二一五番地)に対して ・シーエ

株主総会の承認決議は令和七年六月十九日に予定効力発生日は令和七年七月一日であり、当社の しております。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 http://www.vw-fkc.jp/koukoku.html 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年五月二十六日 株式会社ファイブスター東名横浜東京都町田市鶴間八丁目一七番一号 代表取締役 徹行

吸収分割公告

事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継さ せることにいたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙のエージェント

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲)確定した最終事業年度はありません。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(N) https://www.goods-n.com/announces 令和七年五月二十六日 東京都中央区京橋二丁目七番八号

ガーデン一四F (乙) 株式会社Goods-N 代表取締役 堀田 幸宏

東京都中央区京橋三―一―一東京スクエア

(甲) 株式会社Quasar

代表取締役 加藤 拓哉

吸収分割公告 当社(甲)は吸収分割により荏原実業株式会社

のオゾン関連機器および医療機器に関する事業 等の対価の交付はありません。 を所有していますので、この会社分割による株式 経ずに決定しております。また、乙は甲の全株式 第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を く)に関する権利義務を承継することにいたしま したので公告します (ただし、官公庁向け業務の一部を行う部門を除 効力発生日は令和七年七月一日であり、会社法 (乙、住所東京都中央区銀座七丁目一四番一号)

官

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 (甲) 確定した最終事業年度はありません。

神奈川県川崎市麻生区栗木二丁目三番一二号 令和七年五月二十六日 荏原実業テクノロジーズ株式会社 代表取締役 豊田 和之

等の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継させることにいたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の金型部品加工

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十六日

三

取締役

利義務を承継し、乙はそれを承継させることにい信販売業及びそれらの仲介事業の全部に関する権 事務機器の販売、インターネット、携帯情報端末 ランの経営、食品・健康食品の販売、家電機器・ 機等を利用した広告業、情報提供サービス業、通 たしましたので公告します。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲)確定した最終事業年度はありません。

(甲) アソット株式会社

静岡県富士宮市田中町五四三番地 代表取締役 篠原松太郎

代表取締役 篠原松太郎

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 当社は、新設分割により新設するディープラボ新設分割公告 る権利義務を承継させることにいたしました。 育訓練を行う事業者への提供に関する事業に関す に対して当社の教育研修用の教材等の制作及び教 株式会社(住所東京都渋谷区東二丁目二三番三号) なお、 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

ir/ibrary/affiliates https://www.alpha-grp.co.jp/

令和七年五月二十六日

長野県北安曇郡松川村森重五二六八番地二 代表取締役 国枝 秀征 (甲) 株式会社共同技研

長野県北安曇郡松川村森重五二六八番地二 (乙) 有限会社共同技研

横内 久哲

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の食堂・レスト

(乙) 掲載紙 官報

令和七年五月二十六日 静岡県富士宮市田中町五四三番地 掲載の日付 令和六年十二月二十七日 掲載頁 七十二頁 (号外第三〇五号)

 \mathbb{Z} オブリックグループ株式会社 (旧商号 アソット株式会社)

(甲)確定した最終事業年度はありません。

新設分割公告

美容事業に関する権利義務を承継させることにいヒューリック新宿御苑ビル八階)に対して当社の ネージュ(住所東京都新宿区新宿二丁目八番八号 たしました。 当社は、新設分割により新設する株式会社ココ

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

確定した最終事業年度はありません。

東京都新宿区新宿二丁目八番八号ヒュ リック新宿御苑ビル八階

代表取締役

新設分割公告

する権利義務の一部を承継させることにいたしま ル芝ⅢANNEX九階)に対して当社の事業に関 エ(住所東京都港区芝五丁目一三番一一号MAビ したので公告します。 当社は、新設分割により新設する株式会社アピ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載頁 一一一頁 (号外第一〇五号) 掲載の日付 令和七年五月十三日

東京都港区芝浦三丁目九―一芝浦ルネサイ

トタワー二階 株式会社アジアピクチャーズエンタテイ

新設分割公告

務の一部を承継させることにいたしましたので公 NEX九階)に対して当社の事業に関する権利義 京都港区芝五丁目一三番一一号MAビル芝ⅢAN ee Life Consulting (住所東 当社は、新設分割により新設する株式会社Fr

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

東京都渋谷区東一丁目二六番二〇号 代表取締役 吉岡伸一郎 株式会社アルファライズ

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月二十六日

株式会社エストラボ 木原 武士

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月二十六日

ンメント 代表取締役 上野 由洋

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載頁 一一〇頁 (号外第一〇五号) 掲載の日付 令和七年五月十三日

令和七年五月二十六日

東京都港区芝浦三丁目九―一芝浦ルネサイ

株式会社GFS Educati 代表取締役 武冨 友里 o n

組織変更公告

ました。この組織変更に異議のある債権者は本公 告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし 令和七年五月二十六日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町 ダイヤビル二F カシマアセットマネジメント合同会社 代表社員 山口 修久

組織変更公告

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月二十六日

東京都練馬区三原台三丁目五番二五一二一 合同会社MCS.TOKYO

五号

代表社員 宮川 大祐

組織変更公告

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月二十六日

神奈川県横浜市金沢区六浦東三丁目一九番 二号 合同会社〇HANA

代表社員 長瀬

明美

組織変更公告

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月二十六日

愛知県岡崎市上六名四丁目六番地三

フォレスターズ合同会社 代表社員 小森 胤樹

株式会社に組織変更することにいたし

組織変更公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 令和七年五月二十六日 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

田健倉庫六号室 大阪市西成区長橋一丁目一〇番一四号 矢 合同会社セキュア

代表社員 前坂 勝義

組織変更公告

公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ ました。この組織変更に異議のある債権者は、 当社は、株式会社に組織変更することにいたし 令和七年五月二十六日 本

代表社員 原田 Z表社員 原田 清合同会社原田工務店

大阪府寝屋川市清水町九番三二号

株式会社に組織変更することにいたし

組織変更公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 和七年五月二十六日

奈良県大和郡山市小南町五二三番地八 合同会社Quicken

官

代表社員 小谷 瑞季

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 し一億円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を四十億千五百七十円減少 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載頁 一一九頁 (号外第五号) 掲載の日付 令和七年一月十日 東京都江東区有明一丁目三番三三号 和七年五月二十六日

株式会社アークエッジ・スペース

代表取締役

福代

孝良

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ことにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を二億五千二万円減少する

29

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり | 資本金の額の減少公告

掲載頁 六十三頁 (号外第二六三号) 掲載の日付 令和六年十一月十一日 令和七年五月二十六日

東京都港区芝公園二丁目六番三号 株式会社ディアーズ・ブレインホール ディングス 代表取締役 小岸 弘和

資本金の額の減少公告

の全額を資本準備金に振り替えることを決議いた しました。 当会社は、資本金の額を一〇〇万円減少し、そ

ださい。 載日の翌日から一箇月以内に当会社にお申し出く この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲

なお、確定した最終事業年度はありません。

東京都港区南青山三丁目八―四〇青山セン

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 千円減少することにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月二十六日 掲載頁 八十頁 (号外第一八八号) 掲載の日付 令和六年八月九日

徹

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 いたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を二億一円減少することに

Y F 東京都港区赤坂二丁目一二番八号 代表取締役 黄

万円とすることにいたしました。 当社は、資本金の額を一億五百万円減少し三千

令和七年五月二十六日

資本金の額の減少公告

令和七年五月二十六日

タービル二F二二 TRIAS株式会社 代表取締役 大久保亮太

当社は、資本金の額を三億二千五百四十八万五

東京都中央区新川一丁目一六番一〇号 株式会社ミトヨ

代表取締役 竹島

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十六日 Fresh Future株式会社 鑫

> の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、計算書類の公告義務はありません。 効力発生日は令和七年六月三十日です。

静岡県沼津市小諏訪四五九番地

円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を一五万円減少し一〇五万

静岡県御前崎市池新田三九六二番地の二

合同会社ライフスタイル企画 代表社員 衛

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 千八百三十二円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を三億四千九百九十九万九 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 七十二頁 (号外第一七四号) 掲載の日付 令和六年七月二十三日 掲載紙 官報

令和七年五月二十六日 〇新栄ビル九階 名古屋市東区葵一丁目二六番一二号IKK 株式会社PREVENT 代表取締役 萩原 悠太

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 とにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を三百五十万円減少するこ 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年五月二十六日 確定した最終事業年度はありません。 名古屋市港区港楽一丁目一番港楽ハイツ五 号棟一〇三号室

株式会社トラストワーク名古屋

代表取締役

岡野

翔大

資本金の額の減少公告

有限会社ゴトーエンタープライズ 代表取締役 後藤 恵子

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年五月二十六日

大石

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 掲載紙 日刊工業新聞 令和七年五月十三日

令和七年五月二十六日 掲載頁 二頁

一階株式会社ハナフル大阪市中央区久太郎町四丁目一番一五号南

とすることにいたしました。 資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を六百万円減少し四百万円 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 代表取締役 佐藤 公春

令和七年五月二十六日 福岡市城南区友丘二— 代表社員 七一三 合同会社スズラン 田中 公司

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

とにいたしました。 当社は、資本金の額を三百五十万円減少するこ この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

確定した最終事業年度はありません 令和七年五月二十六日 コム一宮ビル二階 愛知県一宮市三ツ井七丁目一番六号トラン

株式会社トラストワーク一宮 代表取締役 岡野 翔大

資本金の額の減少公告

とにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を三百五十万円減少するこ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 確定した最終事業年度はありません なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年五月二十六日 ビル一東 株式会社トラストワーク四日市 三重県四日市市九の城町五番一二号うの森

資本金の額の減少公告

少し、五千万円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を一億一千七百五十万円減

資本金の額の減少公告

総会の決議は、令和七年六月二十三日を予定して 万円とすることにいたしました。 当社は、資本金の額を一億五千万円減少し五千 効力発生日は令和七年六月三十日であり、株主

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報 掲載頁 九十二頁 (号外第二六七号) 掲載の日付 令和六年十一月十五日 令和七年五月二十六日 福岡県福岡市南区向野二丁目一〇番二五号

準備金の額の減少公告

代表取締役 石田

徹

カナエテ株式会社

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 その全額をその他資本剰余金とすることにいたし この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本準備金の額を一億五千万円減少し、 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令 http://www.akn.jp 和七年五月二十六日 一三 代表取締役 澤浦 彰治 ガリンリーフ株式会社群馬県利根郡昭和村大字赤城原八四五番地

官

準備金の額の減少公告

条件として、資本準備金の額について、本株式交 換による資本準備金の増加額を減少することにい る株式会社白川製作所との株式交換(以下「本株 式交換」)により資本準備金の額が増加することを たしました。 当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とす

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとお

です。

令和 **7** 年 **5** 月 **26** 日

確定した最終事業年度はありません 埼玉県戸田市中町二丁目二一番一九号 和七年五月二十六日 株式会社白川ホールディングス 代表取締役 白川 大地

準備金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい です。 六千二十円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本準備金の額を九億四千九百七十万 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和六年九月三十日

令和七年五月二十六日 掲載頁 一四二頁 (号外第二二八号) 東京都千代田区麹町一丁目一二番地一

資本金及び準備金の額の減少公告 代表取締役 秦 修

株式会社ワークスアプリケーションズ

零円とすることにいたしました。 千三百円、資本準備金の額を五億四千九百五十三 万四千七百三十四円減少し、それぞれ七千万円、 定しております。 株主総会の決議は、令和七年六月二十六日に予 当社は、 資本金の額を八億一千九百九十八万五

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 です。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

https://www.fujitacorp.co.jp/main/ irinfotop

令和七年五月二十六日 北海道苫小牧市若草町五丁目三番五号 株式会社フジタコーポレーション

資本金及び準備金の額の減少公告 代表取締役社長 遠藤 大輔

当社は、資本金の額を金二億二千八百五十万円、

ることにいたしました。 資本準備金の額を金二億三千三百五十万円減少す 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報 掲載頁 六十四頁 (号外第一〇九号) 掲載の日付 令和七年五月十九日 令和七年五月二十六日

さいたま市中央区下落合一〇八三番地三 株式会社T&Nホールディングス 代表取締役 新島

五百四十円とすることにいたしました。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月二十六日 東京都千代田区麴町二丁目四番地

株式会社極楽湯ホールディングス

資本金及び準備金の額の減少公告

七十七万三千二百五十七円減少することにいたし 千三百五十七円、資本準備金の額を二十三億三百 当社は、資本金の額を二十三億三百七十七万二

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月十五日 令和七年五月二十六日 掲載頁 九十四頁 (号外第一〇七号)

友不動産原宿ビル五階 東京都渋谷区神宮前二丁目三四番一七号住

株式会社hacom 代表取締役 **蓮** 田 健 n 0

資本金及び準備金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 十円減少することにいたしました。 百円、資本準備金の額を一千七百九十三万六千六 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を一億二千五百十万二千七 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとお

令和七年五月二十六日 publicnotice https://www.todoker.com/company/ 二秩父屋ビル一階 株式会社トドケール東京都千代田区平河町一丁目三番一二号第

資本金及び準備金の額の減少公告

発生日は令和七年六月二十七日を予定しておりま 百二十六万千六百三円、五億九千八百八十六万千 の額を二十億円減少し、それぞれ二十一億五千二 当社は、資本金の額を三十一億円、資本準備金 株主総会の決議は令和七年六月二十七日、効力

代表取締役 新川 隆丈

資本金及び準備金の額の減少公告

千円、資本準備金の額を三億九千九百九十七万六当社は、資本金の額を三億九千九百九十七万六 千円減少することにいたしました。

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 掲載の日付 令和七年五月二十六日 日刊工業新聞

令和七年五月二十六日 掲載頁 四頁

東京都港区虎ノ門一丁目二三 コグループ株式会社内 一番一号ジャフ

VMホールディングス株式会社 代表取締役 田中 久則

資本金及び準備金の額の減少公告

百円、資本準備金の額を六千四百四十九万九千五 百円減少することにいたしました。 当社は、資本金の額を六千四百四十九万九千五

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、 この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和六年九月三十日

です。

掲載頁 九頁 令和七年五月二十六日

東京都港区虎ノ門四丁目一番 株式会社ウフル 二号

代表取締役 園田

崇

九万八千四円減少することにいたしました。 八千三円、資本準備金の額を十七億四千九百九十 資本金及び準備金の額の減少公告 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 当社は、資本金の額を十七億四千九百九十九万

です。 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年五月二十六日 掲載頁 三頁

令和七年五月二十六日

ビル新館五F 株式会社T―Garden 東京都渋谷区渋谷三丁目二七番一一号祐真 代表取締役 山本 慎哉

官

資本金及び準備金の額の減少公告

少することにいたしました。 億九千九百九十九万二千六百円の全額について減 九千九百九十九万二千六百円、資本準備金の額四 る募集株式の発行により増加する資本金の額四億 当社は、令和七年五月三十日を効力発生日とす

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載頁 五十六頁 (号外第二四九号) 掲載の日付 令和六年十月二十四日 掲載紙 令和七年五月二十六日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

代表取締役 金木 竜介 UPWARD株式会社

資本金及び準備金の額の減少公告

ることにいたしました。 の三億五千八百四十万七千四十円から三億四千八 から全額減少し、それぞれ一千万円及び○円とす 五月十五日時点の三億四千八百四十万七千四十円 百四十万七千四十円、資本準備金の額を令和七年 当社は、資本金の額を令和七年五月十五日時点

より、最終的な資本金の額を一千万円、資本準備 生じた当該新株予約権の行使により増加する資本 金の額を〇円とすることにいたしました。 金及び資本準備金の額と同額分も減少することに が行使された場合、当該期間の末日までに効力が 十日までの期間に当社が発行している新株予約権 また、令和七年五月十六日から令和七年六月三 です。 資本金及び準備金の額の減少公告

本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ おります。この決定に対し異議のある債権者は、 主総会の決議は令和七年六月二十七日に予定して 効力発生日は、令和七年六月三十日であり、株

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年五月二十六日 東京都中央区新川一丁目一〇番一四号 株式会社SANKO MARKETIN

FOODS 代表取締役社長 長澤 成博

31

G

資本金及び準備金の額の減少公告

準備金の額を一億六千五百万円減少することにい たしました 当社は、資本金の額を一億六千二百万円、資本

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 掲載紙 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 官報

掲載頁 一一九頁 (号外第一〇五号) 掲載の日付 令和七年五月十三日

イムズビル四F

代表取締役 宮城 大季

当社は、資本金の額を一億五千七百九十万四十

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ることにいたしました。 五円減少し一千万円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 また、資本準備金の額を九百四十七万円減少す

令和七年五月二十六日 京都市中京区下丸屋町四〇三番地

株式会社タヌキテック

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 額を九千万円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を九千万円、資本準備金の なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和六年十月二十一日 官報

掲載頁 八十一頁 (号外第二四五号) 令和七年五月二十六日 福岡市博多区博多駅南五丁目一五番一八号 トラストメディカルサポート株式会社

代表取締役

久保薗

剛

令和七年五月二十六日

令和七年五月二十六日 富山県富山市黒瀬北町二丁目一三番地

株式会社G&Gホールディングス

資本金及び準備金の額の減少公告

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

https://tanuki-tech.co.jp/association

代表取締役 市川 浩也

さい。

基準日設定につき通知公告

同日九時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質 めましたので公告します。 権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定 当社は、令和七年六月十一日を基準日と定め、

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒ ルズサウスタワー アシュリオン・ジャパン株式会社

定款変更につき通知公告

代表取締役

前田

隆志

旨の定款の定めを廃止することにいたしましたの 当社は、令和七年六月十日付で株券を発行する

令和七年五月二十六日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

北海道広尾郡広尾町会所前二丁目七七番地

代表取締役 廣尾協同石油株式会社 宮古 厚志

定款変更につき通知公告

旨の定款の定めを廃止することにいたしましたの 当社は、令和七年六月十日付で株券を発行する

令和七年五月二十六日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

兵庫県伊丹市南本町二丁目四番六号 小林産業株式会社

定款変更につき通知公告 代表取締役 小林 一啓

ない旨の定款を定めることといたしましたので公 告します。 当社は、令和七年六月十三日付で株券を発行し

令和七年五月二十六日 尚、同日に当社の株券は無効となります 鳥栖市曽根崎町一四八五番地一一 鳥栖共同配送センター株式会社

株式交換につき株券等提出公告

代表取締役

佐々木賢治

である令和七年六月三十日までに当社にご提出下 たので、当社の株券を所有する方は、株券提出日 全親会社とする株式交換をすることにいたしまし 当社は、URTホールディングス株式会社を完

令和七年五月二十六日

新潟県佐渡市新穂九二番地

札幌市中央区南八条西二十二丁目四番一〇号 令和七年五月二十六日 株式会社イーエスジーマネージメント

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告 代表取締役 安原 浩司

公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ 司が退任することに対し異議のある債権者は、本 当社の全ての日本における代表者である川口 泰

令和七年五月二十六日 東京都中央区月島一丁目一四番一三─八○

Ε. A I T E K L T D SERVICES P T

日本における代表者 川 口

限定承認公告

住所千葉県茂原市押日六五〇番地二二(サン 本籍千葉県茂原市高師一〇三六番地、 ロジュマン緑ヶ丘二〇一号) 被相続人 亡 中山 最後の

宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権 の相続人は令和七年五月十二日千葉家庭裁判所一 内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申 者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以 し出がないときは弁済から除斥します。 右被相続人は令和六年三月二十六日死亡し、そ 令和七年五月二十六日

千葉県茂原市高師一〇三六番地

セントラルビル四階 オーブ法律事務所 千葉市中央区中央三丁目一四番八号 千葉 成年後見人 弁護士 瀬川 限定承認者 中山

限定承認公告

八、最後の住所新潟県佐渡市新穂九二番地 本籍新潟県長岡市緑町一丁目三八番地三二

に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し 支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者 相続人は令和七年五月十三日新潟家庭裁判所佐渡 出がないときは弁済から除斥します。 及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 右被相続人は令和七年一月十四日死亡し、その 被相続人 亡 城野 卓也

限定承認者 城野 卯朔 官

限定承認公告

弐番館A----番一―一一二号(ジャルダン宝塚中山桜台 最後の住所兵庫県宝塚市中山桜台六丁目一七 本籍兵庫県養父市大屋町大屋市場五五番地 被相続人 亡 服部

者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以 内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申 丹支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権 の相続人は令和七年五月十五日神戸家庭裁判所伊 し出がないときは弁済から除斥します。 令和七年五月二十六日 右被相続人は令和六年十二月十八日死亡し、そ

地の六 限定承認者 辻 三千代兵庫県神戸市西区井吹台西町四丁目二三番 外国法共同事業法律事務所 号JR神戸駅NKビル七階 兵庫県神戸市中央区中町通二丁目一番一八 神戸セジョン 検治

優先資本金の額の減少公告 右限定承認者代理人弁護士 韓

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 九十九万九千九百九円減少することにいたしまし の規定に基づき、優先資本金の額を十八億千九百 要旨は、令和六年十二月四日付官報の号外第二百 八十二号六十二頁に掲載されています。 当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

エル青山C棟B一細谷総合会計事務所内 東京都港区南青山四丁目二一番二六号リュ KICあきる野特定目的会社 取締役 細谷晋一郎

和七年五月二十六日

優先資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 万円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、優先資本金の額を金一億六千三百四 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 です

四号室嶋本公認会計士事務所気付 東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇 GJDCV1特定目的会社 取締役 伸也

令

和七年五月二十六日

http://www.ko-koku.jp/

優先資本金の額の減少公告

円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、優先資本金の額を金一億千三百六十万

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

http://www.ko-koku.jp/ 令和七年五月二十六日

四号室嶋本公認会計士事務所気付 東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇

取締役 鈴木 伸也

優先資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 万円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、優先資本金の額を一億七千九百七十五 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

掲載紙 官報 掲載頁 八十頁 (号外第二四五号) 掲載の日付 令和六年十月二十一日

令和七年五月二十六日 東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ジェイロジスティック特定目的会社 取締役 吉岡 淳

優先資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 を三億八千五百九十五万円とすることにいたしま き五万円をもって有償消却し、消却に要する金額 万円減少し、優先出資七千七百十九口を一口につ なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年六月二十七日です。 当社は、優先資本金の額を三億八千五百九十五

掲載紙 掲載頁 八十頁 (号外第一七四号) 掲載の日付 令和六年七月二十三日 令和七年五月二十六日 東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク ヒルズ仙石山森タワー四〇階

優先資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 基づき優先資本金の額を金九億円減少することに いたしました。 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

https://www.web-public-notice.jp/

開示状況は次のとおりです。

令和七年五月二十六日 44K456S-00054

一号 ジャパン・イワキ特定目的会社東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇 取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

減少することにいたしました。 基づき優先資本金の額を金四億四千八百九十万円 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に

開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の

令和七年五月二十六日 http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0

一号 辻堂ホールディング特定目的会社東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇 取締役 粟国 正樹

優先資本金の額の減少公告

減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、優先資本金の額を金十億四千五百万円

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 とおりです。 掲載紙 官報 なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次の

令和七年五月二十六日

掲載頁 六十七頁 (号外第一〇三号) 掲載の日付 令和七年五月九日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田 ビルディング三F М & С 取締役 中村 武名 民 a k u r a 特定目的会社

非出資組合への移行の公告

することにいたしました。 の決議により、定款を変更して非出資組合に移行 当組合は、令和七年五月十八日開催の臨時総会

Yuri特定目的会社

取締役

髙橋

法彦

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

事務所に備え置いております。 令和七年五月二十六日 なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる

三重県多気郡多気町相可四六五番地 櫛田川河川漁業協同組合

が の 一

代表理事

正 誤

ページ 省令) する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する 林水産省令第十六号 令和七年三月三十 段 行 (土地改良法等の一部を改正一日(号外特第八号)公布農 正

(原稿誤り)

四二四四 終りから欄第一号 の 第 号

千二百三十一号等の一部を改正する告示) 告示第五百十七号(昭和四十七年農林省告示第二 (原稿誤り) 令和七年四月一日(号外特第十号)農林水産省

九七 終正後欄に (王)

う国土交通省関係省令の整備等に関する省令) に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴資するための建築物のエネルギー消費性能の向上布国土交通省令第六十八号(脱炭素社会の実現に (原稿誤り) 令和六年六月二十八日 (号外第百五十六号) 公

一 七 終りから着しく構造 |若しくは構造

等の一部を改正する告示) 及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件ける調査及び定期点検における点検の項目、方法 通省告示第五十三号(建築物の定期調査報告にお 令和七年一月二十九日 (号外第十七号) 国土交

(原稿誤り) 終りから一世人の一世人場 雨水の浸入等

五号(日本国に帰化を許可する件) 令和七年五月七日官庁報告欄法務省告示配第十

でを削除する。 九ページ三段終りから二〇行目から一八行目ま(原稿誤り)